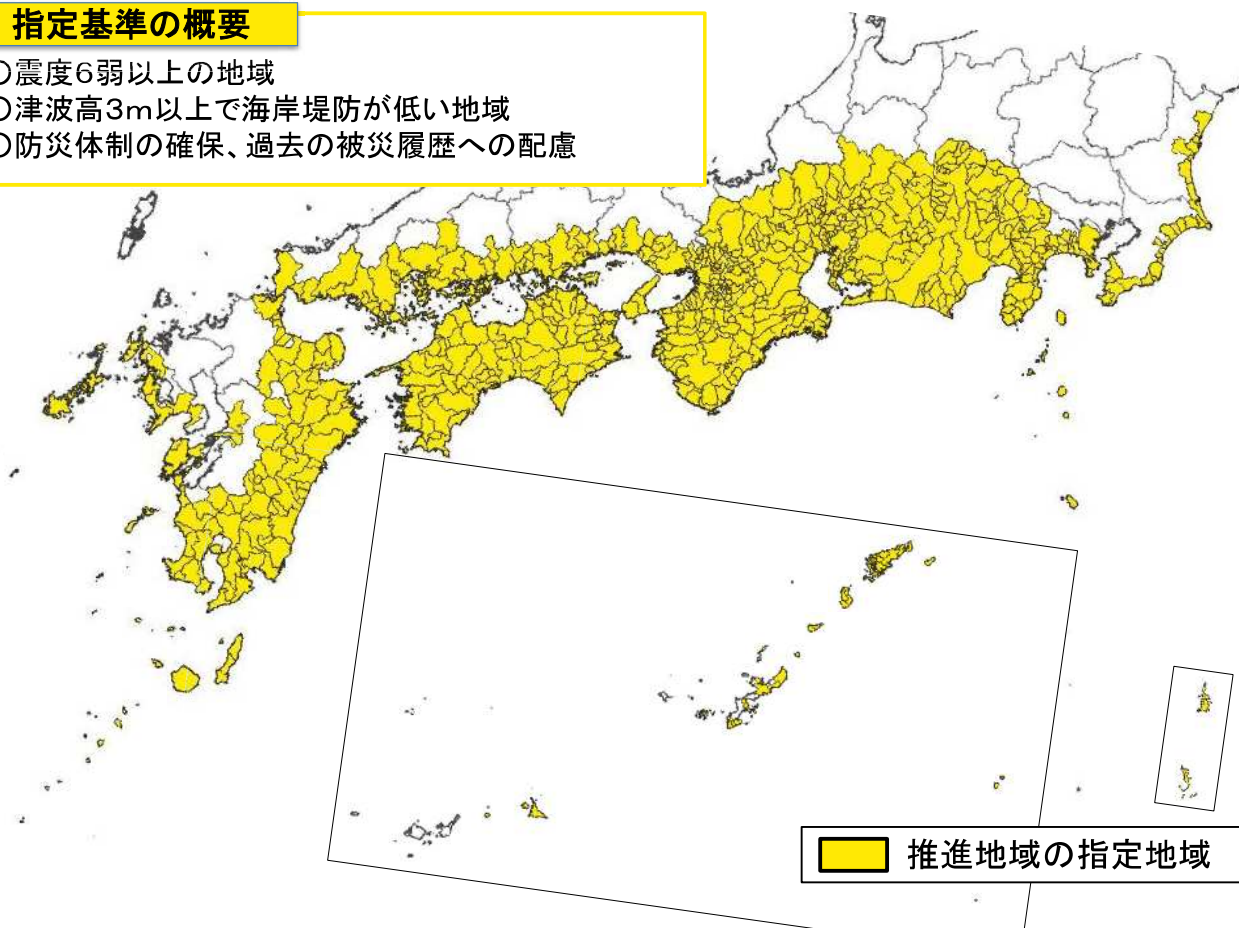


## 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

### 指定基準の概要

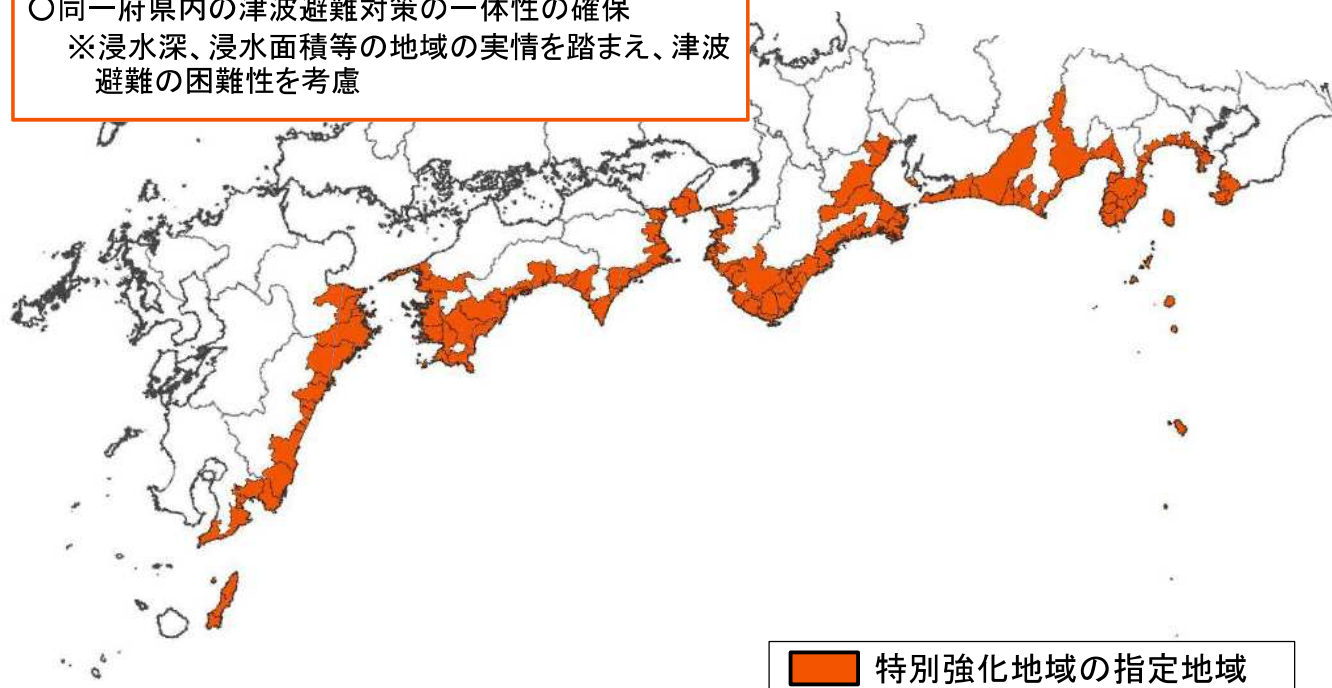
- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



## 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

### 指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



## 南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡王滝村、同郡大桑村、同郡木曾町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆

	町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町
愛知県 (全域)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村
三重県 (全域)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 (全域)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県 (全域)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曾爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、

	同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 (全域)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 (全域)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 (全域)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梶原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町

長崎県	長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、南松浦郡新上五島町
熊本県	熊本市、宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県 (全域)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、同郡玖珠町
宮崎県 (全域)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、同郡今帰仁村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

※ 令和7年7月1日現在

計 1都2府27県723市町村

## 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村一覧

千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、同郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

※ 平成26年3月28日現在（令和7年7月1日中央防災会議の答申にて、変更なし）

計 1都13県139市町村

# 東海地震応急対策活動要領に基づく 静岡県広域受援計画

平成 17 年 4 月  
平成 18 年 10 月修正  
平成 21 年 5 月修正

静岡県

## 目次

＜広域受援計画＞	
◎ 基本方針	1
I 救助活動、消火活動等に係る計画	
1 要旨	6
2 救助活動、消火活動等	6
(1) 県及び市町の活動概要	6
(2) 東海地震発生後の救助・救急関係省庁への要請等の手続	8
(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供	11
(4) 緊急輸送活動	11
(5) 航空管制等	12
(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告	12
II 医療活動に係る計画	
1 要旨	13
2 広域医療搬送活動	13
(1) 広域医療搬送活動の概要	13
(2) 県、市町及び医療機関の活動概要	14
(3) 広域医療搬送活動の実施	16
(4) 広域搬送拠点の運営	17
(5) 広域搬送拠点までの患者搬送	18
3 非被災都道府県からの救護班の受入	19
(1) 救護班受入活動の概要	19
(2) 全国知事会に対する応援要請	19
(3) 県、市町及び医療機関の活動概要	19

### III 物資調達に係る計画

1 要旨	21
2 物資調達	21
(1) 物資調達の概要	21
(2) 県及び市町の活動概要	22
(3) 緊急物資の搬送	23
(4) 港湾を使用した緊急物資の搬送	24
(5) 空港を使用した緊急物資の搬送	24
3 義援物資の取扱	25

### IV 輸送活動に係る計画

1 要旨	26
2 緊急輸送ルート	26
(1) 陸上輸送ルート	26
(2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	27
(3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	27
3 県の活動概要	27
(1) 道路を使用する場合	27
(2) 航空基地を使用する場合	28
(3) 港湾を使用する場合	29

## <広域受援計画活動要領>

◎ 概要	30
I 救助活動、消火活動等に係る要領	
1 要旨	31
2 警察庁の応援活動	31
3 防衛省の応援活動	37
4 消防庁の応援活動	48
5 海上保安庁の支援活動	71
II 医療活動に係る要領	
1 要旨	76
2 医療チーム及び救護班の生活維持	76
3 非被災都道府県からの保健師の受入	77
4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等	78
III 物資調達に係る要領	
1 要旨	88
2 物資の需給見込	88
IV 輸送活動に係る要領	
1 要旨	93
2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等	93

## 〈広域受援計画〉

### ◎ 基本方針

#### 1 基本的な考え方

(1) 東海地震応急対策活動要領（以下、「国要領」という。）及び平成16年6月の中央防災会議幹事会の申し合わせ事項である「国要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」(以下、「国の応援計画」という。)に基づく国の救助活動、消火活動等、医療活動、物資調達及び輸送活動(以下、「救助活動等」という。)に関し、本県が迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、静岡県地域防災計画(以下、「県地域防災計画」という。)及び医療救護計画等の個別計画との整合を図りつつ、国の応援計画に対応する、静岡県広域受援計画（以下、「本計画」という。）を、以下のとおり定める。

(2) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び東海地震発生時に、本県は、本計画に基づき、速やかに国の応援を受け入れ、効率的・効果的な地震防災応急対策及び災害応急対策を実施する。

(3) 地震発生後に被害状況が判明した場合には、それに応じて適切に活動内容を変更するものとする。

(4) 本計画については、さらに、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行うものとする。

#### 2 本計画の前提条件

(1) 本計画は、応援部隊数、広域医療搬送・救護を要する患者数、物質量やこれらを搬送するための輸送活動の規模・範囲について、本県の第3次地震被害想定(死者数、避難者数等)に基づき策定している。

また、国の応援計画は、中央防災会議「東海地震対策専門調査会」の検討による被害想定に基づいており、本県の被害想定と比較して、活動内容の規模等が不足する場があることから、その対応についても本計画では定めている。

(2) 本計画は、国の応援計画と同様、警戒宣言が発表され、地震発生までに準備行動が終了していること、応援部隊の進出予定の緊急輸送ルートが甚大な被害を受けないこと等を前提としている内容も含んでいる。

#### 3 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

(1) 東海地震に関連する情報が発表されることなく東海地震が発生した場合、警戒宣言が発表されても準備行動を行う時間的余裕がなく地震が発生した場合、東海地震の発生により事前に緊急輸送ルートとして定めた道路が寸断された場合等（以下、「突発的に東海地震が発生した場合等」という。）における県災害対策本部及び市町災害対策本部の主な実施事項は、次のとおりとする。

ア 県災害対策本部（以下、「県災対本部」という。）

(ア) 広域応援については、本計画により対応する。

(イ) 国の情報先遣チームあるいは緊急災害現地対策本部要員の派遣前は、内閣府等に申し被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要請を行う。

(ウ) 県外からの応援が来るまでの間は、県内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。

(エ) 救助活動等は、県地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。

イ 市町災害対策本部（以下、「市町災対本部」という。）

(ア) 広域応援については、本計画により対応する。

(イ) 県外からの応援が来るまでの間は、市町内に所在している警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関と自主防災組織等で、救助活動等を実施する。

(ウ) 県災対本部に対して、速やかに被害情報等を報告するとともに、自衛隊等の災害派遣その他救助活動等に必要な要請又は要請を行う。

(エ) 救助活動等は、市町地域防災計画に定められた災害応急対策に基づき実施する。

#### 4 調整会議の開催

(1) 救助活動等は、県内の市町、県警察本部及び防災関係機関に加え、警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁等多数の機関が合同で実施することから、相互に調整及び連携することが必要である。

広域的な応援を円滑に受け、かつ、地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に実施するため、東海地震に関連する情報の発表時から発生後の各段階において、県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）又は県災対本部は、国の現地震災本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「国の現地本部」という。）と調整会議を開催する。

また、県方面本部は、市町及び防災関係機関と調整会議を開催する。

(2) 具体的な開催内容は以下のとおりとする。

ア 国・県合同連絡調整会議

(ア) 主催

県警戒本部（指令部）又は県災対本部（指令部）

(イ) 主な調整事項

- ・救助活動、消火活動等に係る応援部隊の県内における配分調整、増援等
- ・医療活動に係る広域医療搬送の調整、医療チーム、救護班の増援等
- ・物資調達に係る物資搬送の調整、物資の追加搬送等
- ・輸送活動に係る緊急輸送ルートの選定、物資・部隊輸送の調整等
- ・その他、必要となる国への要請事項

(ウ) 会議構成機関

- ・国の現地本部  
（警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁等を含む。）
- ・県警戒本部又は県災対本部（以下、「県本部」という。）

5 進出拠点における通信の確保

応援部隊の進出拠点のうち足柄SA、浜名湖SA（当該進出拠点が使用できない場合は、代替拠点を別途指定する。）においては、県及び県内消防本部の職員で構成する交通誘導班が、県本部との通信を確保し、活動拠点においては、進出する応援部隊に通信の確保を依頼する。

また、広域搬送拠点及び広域物資拠点においては、県方面本部が通信を確保する。

6 応援部隊等の携行品

国の応援計画に基づく県外からの応援部隊等は、生活物資（水、食料、寝袋等）を自ら携行し救助活動等を行うことになっているが、県本部、市町地震災害警戒本部又は市町災対本部（以下、「市町本部」という。）は、救助活動等が長期化した場合、応援部隊等の生活物資の確保について、国の現地本部と協議し対策を講じる。

7 臨時ヘリポートの開設等

本計画における県の防災拠点ヘリポート、市町の防災ヘリポート（以下、「臨時ヘリポート」という。）の開設等については、次による。

(1) 臨時ヘリポートの開設

県本部及び市町本部は、県外からの応援部隊の救助活動や重症患者の広域搬送活動等に即応できるよう、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設する。

(2) 臨時ヘリポートの具備すべき条件の確保

県本部及び市町本部は、上記候補地を臨時ヘリポートとして使用する場合は、広域搬送計画の資料編に記載した「ヘリポートの具備すべき条件」を確保する。

(3) 臨時ヘリポートの使用の方法等

ア 臨時ヘリポートの要員等の確保

県本部及び市町本部は、臨時ヘリポートの開設にあたり、次の要員、通信機器を確保する。

- ・要員  
臨時ヘリポートにおける安全確保要員及び通信連絡要員
- ・通信機器  
県本部及び市町本部等との連絡を行うための通信機器

イ 臨時ヘリポートの使用の優先順位

県災対本部及び市町災対本部は、上記候補地のうち臨時ヘリポートとして使用する場合は、原則として、次により使用の優先順位を調整する。

- ・第1順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送  
（救助・救急活動、医療活動の従事者・医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送）
- ・第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送  
（消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送）
- ・第3順位 災害応急対策のために必要な輸送  
（食料等生命の維持に必要な物資の搬送）

(4) 臨時ヘリポートの応急復旧

県災対本部及び市町災対本部は、東海地震発生時に、臨時ヘリポートの予定地が陥没、地割れ、障害物の堆積等により臨時ヘリポートとしての機能を損ねた場合には、速やかに応急復旧を行い臨時ヘリポートの機能を回復させる。

(5) 県内で運航する広域緊急援助隊等警察部隊、緊急消防援助隊及び患者県内搬送用ヘリポートの燃料の確保

県災対本部は、広域緊急援助隊等警察部隊、緊急消防援助隊及び患者県内搬送用ヘリポートに必要な航空燃料を確保するものとし、不足する場合は緊急やむをえない場合には、県内に所在する自衛隊基地内の保有燃料の貸与を自衛隊に要請する。さらに航空燃料が不足する場合には、県災対本部は、国の現地本部に調達を要請する。

(6) 患者県内搬送用ヘリポートの夜間駐機

患者県内搬送用ヘリポートとして使用する民間航空会社のヘリコプターは、航空燃料の補給と機体整備のため、夜間は各ヘリコプターの所属する会社のヘリポートに戻すことを原則とする。

自社のヘリポートに戻れなくなった場合等においては、県災対本部は、最寄りの広域搬送拠点及び航空自衛隊静浜基地に、民間航空会社ヘリコプターの夜間駐機場所を確保するよう、自衛隊に要請する。

- 8 航空機を利用した救出・救助活動等について  
航空機（固定翼機及び回転翼機）を利用した救出・救助活動を始めとする各種支援活動において、静岡空港を有効に活用する。

【航空機を活用した広域活動拠点のイメージ】

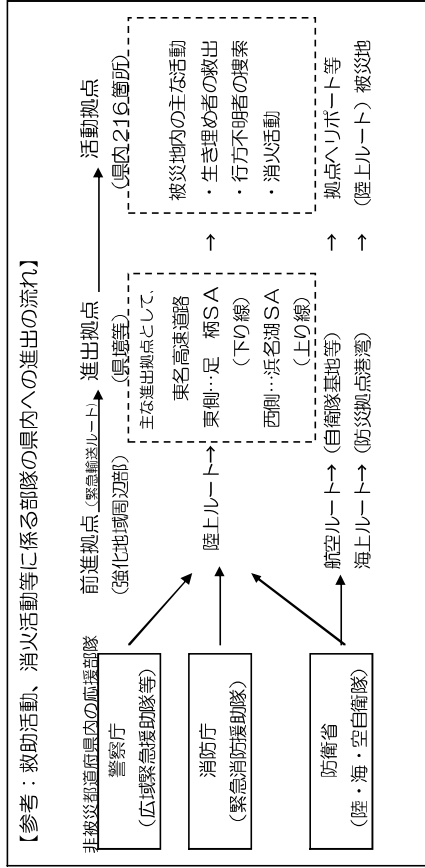
静岡県全域 (静岡空港)		
西部地域 (航空自衛隊浜松基地)	中部地域 (航空自衛隊静基地)	賀茂・東部地域 (愛鷹広域公園)

- 9 経費負担  
救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町及び防災関係機関が負担する。
- 10 全国知事会への応援要請  
県本部は、国要領に基づく県外からの応援と、都道府県の相互応援協定に基づく応援の内容が重複しないよう、国要領に基づく広域応援を基本とし、これを補うための応援について全国知事会に要請する。

## I 救助活動、消火活動等に係る計画

### 1 要旨

県は、あらかじめ定められた活動拠点において、警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れる。



### 2 救助活動、消火活動等

#### (1) 県及び市町の活動概要

##### A 東海地震注意情報発表時

##### (ア) 県

- a 県は、全職員を参集させ、県警戒本部を設置する準備を行う。
  - b 県は、国の情報先遣チーム、自衛隊の連絡幹部等の受入準備を行うとともに、国の現地警戒本部設置の準備を行う。
  - c 県は、県内に定めた応援部隊の進出拠点の確保の準備を行う。
  - d 県（建設部）は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、区間内における工事を休止する。
  - e 県は、緊急消防援助隊の指揮支援部隊の受入を行う。
- (イ) 県警察本部  
県警察本部は、警戒宣言発令時に実施する交通規制の準備を行う。
- (ウ) 市町
- a 市町は、市町警戒本部を設置する準備を行う。
  - b 市町は、活動拠点の開錠等開設の準備を行う。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 県警戒本部

- a 県は、県警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
- b 県警戒本部（指令部）は、国の現地警戒本部や防災関係機関と連絡をとり、必要な要請、連絡調整を行うとともに、県内で実施されている地震防災応急対策の状況を国の現地警戒本部に報告する。

- c 県警戒本部（指令部）は、国・県合同連絡調整会議を開催し、国の現地警戒本部に対し進出地点及び活動拠点の開設準備状況を報告するとともに、必要な要請等を行う。

(イ) 県公安委員会

県公安委員会は、緊急輸送ルートを確認するため交通規制を行う。

(ウ) 市町警戒本部

- a 市町は、市町警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
- b 市町警戒本部は、活動拠点の施設管理者に対して、閉鎖等を依頼し、自衛隊の先遣部隊の受入を行う。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県災対本部

- a 県は、県災対本部を設置し、速やかに県地域防災計画に定めた災害応急対策を実施する。

b 県災対本部（指令部）及び県方面本部は、応援部隊の受入を行う。

- c 県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況を確認し、使用不能な進出拠点の代替拠点を新たに指定するとともに、通行不能となった緊急輸送ルートの迂回ルートを選定する。

d 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。

- e 県災対本部（指令部）は、その他の必要事項に関して、国の現地本部と調整を行う。

f 県災対本部（指令部）は、救助活動の円滑な実施のため必要があるときは、国の現地本部と調整の上、サイレントタイムの設定を行うとともに、関係機関に協力を要請する。

国の現地本部は、報道機関、防災関係機関との調整及び周知を行う。

(イ) 県公安委員会

県公安委員会は、交通規制を実施する。

(ウ) 市町災対本部

- a 市町は、市町災対本部を設置し、速やかに市町地域防災計画に定めた救助活動、消火活動等を行う。

b 市町災対本部は、速やかに県方面本部に対して、管内の被害状況、火災発生状況等を報告し、必要に応じて、要請を行う。

- c 市町災対本部は、活動拠点において応援部隊の受入を行うとともに、油圧シヨベル等の重機類及び削岩機、エンジンカッター等の救助資機材を確保し、応援部隊と連携し救助活動、消火活動等を行う。

工 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。  
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁（以下、「救助・救急関係省庁」という。）及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(2) 東海地震発生時等の救助・救急関係省庁への要請等の手続

救助・救急関係省庁への要請等の手続は次による。

ア 広域緊急援助隊等警察部隊

県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要請する。

イ 自衛隊

知事は、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊東部方面総監に対して、要請する。

(ア) 自衛隊の災害派遣の要請

知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

(イ) 災害派遣要請の内容

a 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

b 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助

c 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

d 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

e 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

f 道路又は水路の確保の措置

g 被災者に対する応急医療、救護及び防疫

h 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

i 被災者に対する炊飯及び給水支援

j 防災委員等の輸送

k 連絡幹部の派遣

l その他知事が必要と認める事項

(ウ) 派遣要請手続

知事は、次の事項を明らかにした要請書（広域受援計画活動要領（以下、「要領」という。）・様式1-1）により、陸上自衛隊東部方面総監に対して、要請する。  
ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由

- b 派遣を希望する期間
  - c 派遣を希望する区域及び活動内容
  - d その他参考となるべき事項
- (工) 市町長の災害派遣要請の要求
- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(ウ)の事項を明示した要請書(要領・様式1-2)により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。
- また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
- ウ 緊急消防援助隊
- 知事は、消防組組織法第44条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の応援を、消防庁長官に対して、要請する。
- (ア) 緊急消防援助隊の応援の要請
- 知事は、応援を要請する部隊を明らかにして要請する。
- (イ) 応援要請する部隊の種類
- a 消防部隊
  - b 救助部隊
  - c 救急部隊
  - d 航空部隊
  - e 水上部隊
  - f 特殊災害部隊
  - g 特殊装備部隊
- (ウ) 応援要請手続
- 知事は、次の事項を明らかにした要請書(要領・様式1-3)により、消防庁長官に対して、要請する。
- ただし、緊急を要するときは、消防防災無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- a 災害の種類・状況
  - b 人的・物的被害の状況
  - c 必要応援部隊の種類と部隊数
  - d 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- (工) 市町長の応援要請の依頼
- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(ウ)の事項を明示した要請書(要領・様式1-4)により、緊急消防援助隊の応援要請を行うよう依頼する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により依頼する。

- (オ) 市町長への連絡
- 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、応援要請のあった市町長に速やかに連絡する。
- 工 海上保安庁
- 知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、第三管区海上保安本部長に対して、支援を要請する。
- (ア) 海上保安庁の支援の要請
- 知事は、支援事項等を明らかにして支援を要請する。
- (イ) 支援要請の内容
- a 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
  - b 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
  - c その他県及び市町が行う災害応急対策の支援
- (ウ) 支援要請手続
- 知事は、次の事項を明らかにした要請書(要領・様式1-11)により、第三管区海上保安本部長に対して、要請する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- a 災害の状況及び支援活動を要請する理由
  - b 支援活動を必要とする期間
  - c 支援活動を必要とする区域及び活動内容
  - d その他参考となるべき事項
- (工) 市町長の支援要請の依頼
- 市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記(ウ)の事項を明示した要請書(要領・様式1-12)により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。
- ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。
- また、知事への依頼ができない場合は、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

オ 突発的に東海地震が発生した場合等

知事からの要請がなくても、防衛省は自衛隊法第83条第2項の規定に基づき自衛隊を、消防庁は消防組組織法第44条第2項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。

また、知事からの要請がなくても、警察法、海上保安庁法に基づいて救助活動、消火活動等を行うため、警察庁は広域緊急援助隊等警察部隊を、海上保安庁は所属の巡視船艇及び航空機等を派遣できる。

(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供

ア 進出拠点へ進出する応援部隊への情報提供  
県災対本部（指令部）は、国の現地本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）に対して、救助・救急関係省庁へ進出拠点等に関する情報を提供するよう依頼する。

- ・進出拠点、活動拠点の指定内容
- ・原内の被害状況

また、県方面本部は、求めに応じて、各応援部隊に対して、情報提供を行う。

イ 進出拠点の変更に係る情報提供

東海地震の発生により、応援部隊が、定められた進出拠点への到達が困難となった場合には、県災対本部（指令部）は、国の現地本部と協議し進出拠点を変更し、その結果を国の現地本部に対して、救助・救急関係省庁へ速やかに伝達するよう依頼する。

ウ 活動拠点へ誘導するための情報提供

県方面本部は、被害状況や市町からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点へ進出する応援部隊に対して、情報提供等を行う。

(ア) 応援部隊への活動拠点の指示等

交通誘導班は、進出拠点に進出してきた応援部隊に対して、活動拠点を指示するとともに、必要に応じて、活動拠点への交通誘導を行う。

(イ) 応援部隊への情報提供

交通誘導班は、応援部隊に次の事項を情報提供する。

- ・被害状況
- ・県災対本部・県方面本部への連絡方法、連絡先一覧
- ・割り当てた活動拠点
- ・県又は該当市町からの応援要請事項
- ・応援要請に係る活動拠点周辺の地図
- ・活動拠点までの緊急輸送ルート図
- ・その他必要な事項

エ 応援部隊用地図等の配布

県方面本部及び市町災対本部は、必要に応じて、活動地域に関する地図等を、応援部隊に配付する。

地図等に盛り込むべき内容は、次のとおり。

- ・応援部隊の活動区域
- ・災害拠点病院、救護病院等の位置
- ・臨時ヘリポートの位置
- ・その他応援部隊が求める事項

(4) 緊急輸送活動

東海地震の発生により緊急輸送ルートとして定められた道路が寸断された場合等に

おいては、県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、被害状況を確認し、速やかに代替する緊急輸送ルートを定める。

(5) 航空管制等

国要領に記載された航空管制等については、当面、県が定める「静岡県空域における航空機の安全運航確保マニュアル」により実施する。

(6) 活動拠点の確保及び開設準備・活動状況の報告

ア 活動拠点の確保

(ア) 活動拠点の選定

県方面本部は、市町本部と連携し、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮して、活動拠点を選定する。

(イ) 活動拠点の開設

活動拠点の開設は、応援部隊が行う。

市町本部は、活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開設、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

イ 開設準備の報告

東海地震注意情報が発表された場合又は突発的に東海地震が発生した場合等には、活動拠点の使用の可否について、報告書（静岡県総合防災情報支援システム(ASSIST-II)（以下、「アシストII」という。）の様式31（要領・様式1-13））により、市町本部は、県方面本部（指令班）に報告する。

県方面本部は、管内の活動拠点の使用の可否の状況を集約し、報告書（アシストIIの様式31（要領・様式1-13））により、県本部（指令部）に報告する。

ウ 応援部隊の活動状況の報告

市町災対本部は、応援部隊からの報告を受け、報告書（アシストIIの様式34（要領・様式1-14））により、応援部隊の活動状況を、県方面本部（指令班）に報告する。

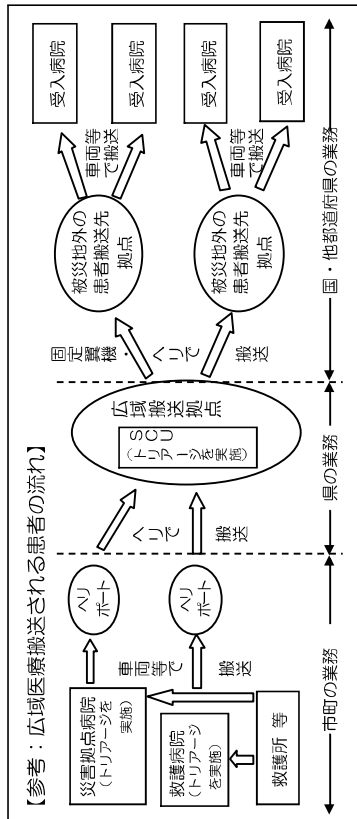
県方面本部は、応援部隊の活動状況を集約し、報告書（アシストIIの様式34（要領・様式1-14））により、県災対本部（指令部）に報告する。

## II 医療活動に係る計画

### 1 要旨

東海地震発生時には、県内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者の受入・治療に十分対応できない事態が想定されるが、重症患者の治療は緊急を要し、発災直後から実施することが必要である。

このため、県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下、「広域医療搬送活動」という。）するとともに、被災地外からの救護班受入による治療を実施する。



### 2 広域医療搬送活動

#### (1) 広域医療搬送活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、広域医療搬送活動を実施する。

ア 災害拠点病院又は救護病院は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下、「広域医療搬送対象患者」という。）に対して、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

イ 災害拠点病院又は市町災対本部は、災害拠点病院又は救護病院から患者県内搬送用ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。ただし、状況によっては、患者県内搬送用ヘリポートに搬送せず、広域搬送拠点に搬送することができる。

ウ 県災対本部（厚生部）は、患者県内搬送用ヘリポートから広域搬送拠点まで、民間・緊急消防援助隊・自衛隊等のヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送（原則として、1ヘリコプターで1患者搬送）する。

ただし、状況によっては、広域搬送拠点に搬送せず、被災地外の患者搬送先拠点又は受入先の災害拠点病院等の医療機関に搬送することができる。

エ 県災対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、広域搬送拠点に設置する仮設救護所（ステージングケアユニット；以下、「SCU」という。）で、広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。

オ 自衛隊は、広域搬送拠点から被災地外の患者搬送先拠点まで、航空機により、広域医療搬送対象患者を搬送（1機で複数患者搬送）する。

カ 被災地外の他都道府県は、被災地外の患者搬送先拠点から受入先の災害拠点病院等の医療機関まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

#### (2) 県、市町及び医療機関の活動概要

##### ア 東海地震注意情報発表時

###### (ア) 県

a 県（危機管理局・厚生部・地域危機管理局・健康福祉センター）は、情報収集・伝達体制を確保する。

b 県（危機管理局・厚生部・地域危機管理局・健康福祉センター）は、広域搬送拠点の上の準備（指令部対策グループ現地航空係及び県方面本部健康福祉班広域搬送拠点係の要員の参集並びに通信機器及び備品等の設置）を行う。

c 県（危機管理局・厚生部）は、国に対して、広域的な応援の準備を要請する。

d 県（危機管理局・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、広域医療搬送活動に従事する医師等（以下「医療チーム」という。）として、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣の準備を要請する。

e 県（厚生部）は、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（以下、「JVMAT」という。）に対して、医療チームの派遣の準備を要請する。

f 県（厚生部）は、「災害時の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」に基づき、指定航空会社に対して、患者県内搬送用ヘリコプターの派遣の準備を要請する。

###### (イ) 市町

市町は、患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの患者搬送用車両の準備を行う。

###### (ウ) 医療機関

a 医療機関は、院内の安全確保を実施するとともに、発災後の医療救護活動の準備を行う。

b 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートの準備を行う。

c 災害拠点病院及び救護病院は、広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）の救護施設開設状況登録にデータ入力を行う。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 県

- a 県警戒本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（指令班・健康福祉班）は、情報収集を継続する。
- b 県警戒本部（指令部・厚生部）は、国の現地警戒本部、JVMA T及び指定航空会社の準備状況を確認するとともに、必要な調整を行う。

(イ) 医療機関

災害拠点病院及び救護病院は、EMISのデータを更新する。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県

- a 県災害対本部（指令部・厚生部）は、広域医療搬送実施のための行動の開始を、国の現地本部、JVMA T及び指定航空会社に対して要請し、県方面本部（健康福祉班）、市町災害対本部及び災害拠点病院に対して指示する。
- b 県災害対本部（指令部・厚生部）は、国及び他都道府県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。
- c 県災害対本部（指令部・厚生部）及び県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、医療チームをSCUに受け入れる。
- d 県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、SCUにおいてトリアージの準備を行う。

- e 県災害対本部（指令部）は、必要と認める場合、国の現地本部に対して、広域医療搬送の継続を要請する。
- f 県災害対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部に対して、患者の治療に対応する医師を中心とする救護班の派遣を要請する。

なお、救護班をできる限り早期に受け入れるため、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう、併せて要請する。

(イ) 市町

市町災害対本部は、救護病院へ広域搬送のための行動開始を指示するとともに、患者県内搬送用ヘリポート及び同ヘリポートまでの患者搬送用車両を確保する。

(ウ) 医療機関

- a 医療機関は、院内の被害状況を確認し、受入可能患者数等を把握するとともに、通信手段を確保する。
- b 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを確保する。
- c 災害拠点病院及び救護病院は、EMISのデータを更新する。
- d 災害拠点病院及び救護病院は、トリアージの準備を行う。

工

突発的に東海地震が発生した場合等上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。  
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、医療関係機関及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(3) 広域医療搬送活動の実施

ア 広域医療搬送活動実施の連絡

(ア) 県

県災害対本部（指令部・厚生部）は、国の現地本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、県方面本部（健康福祉班）、市町災害対本部及び災害拠点病院に連絡する。

(イ) 市町

市町災害対本部は、県災害対本部（指令部・厚生部）から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。

イ 広域医療搬送活動の実施

(ア) 県

- a 県災害対本部（厚生部）及び県方面本部（健康福祉班）は、ヘリコプターの運航先を指定する。
- b 県災害対本部（指令部対策グループ現地航空係）は、静岡空港及び航空自衛隊浜松基地において、また、東部方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、愛鷹広域公園において、患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供する。

なお、被災状況等により、静岡空港等が使用できない場合には、航空自衛隊静浜基地において、その業務を行うものとする。

- c 県災害対本部（指令部）は、自衛隊に対して、愛鷹広域公園における局地情報提供を要請する。

- d 県方面本部（健康福祉班広域搬送拠点係）は、SCUを運営する。

(イ) 市町

市町災害対本部は、患者県内搬送用ヘリポートを運営するとともに、同ヘリポートまで患者搬送用車両を運行する。

(ウ) 医療機関

- a 施設内に患者県内搬送用ヘリポートのある災害拠点病院は、市町と連携し、同ヘリポートを運営する。
- b 災害拠点病院及び救護病院は、トリアージを実施する。

(工) 県方面本部管内別広域搬送拠点並びに患者県内搬送用ヘリコプターの運航先指定者等

区分	左の広域搬送拠点	ヘリコプターの運航先指定者	運航情報提供の実施者	局地情報提供の実施者
管内 賀茂・東方面本部	愛鷹広域公園(沼津市)	県本部厚生部 東方面本部健康福祉班	東方面本部健康福祉班 広域搬送拠点係	自衛隊
中部 方面本部	静岡空港(牧之原市・島田市)	県本部厚生部 中部方面本部健康福祉班	県炎対本部指令部対策グループ 現地航空係	//
西部 方面本部	航空自衛隊浜松基地(浜松市)	県本部厚生部 西部方面本部健康福祉班	//	//

注1 運航情報提供とは、運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。  
 注2 航空自衛隊静浜基地については、被災状況等により、静岡空港等が使用できない場合の代替施設とする。

(4) 広域搬送拠点の運営

ア 医療チームの受入  
 県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)は、国等の要請を受け派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)等を受け入れる。  
 なお、広域医療搬送体制を速やかに立ち上げるため、JVMA T等から派遣される医療チームを、併せて受け入れる。

(国等から派遣される医療チームの人数)

区分	医師(人)	看護師(人)	備考
業務内容			
SCUにおけるトリアージの実施	30	63	県内3カ所の合計
患者県内搬送用ヘリコプターへの同乗	48	48	ヘリ40機(1機当たり医師・看護師各1名) 賀茂・東方面本部における初期対応要員を含む。
合計	78	111	

イ SCUの要員配置

県方面本部(指令班)は、県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)の要員を、県(厚生部)職員を中心に配置する。  
 ただし、県炎対本部(指令部)及び県方面本部(指令班)は、要員数の確保が困

難な場合、自衛隊及びSCUの近隣市町に対して、協力を要請する。

ウ 患者県内搬送用ヘリコプターの配備

(ア) 民間ヘリコプターの配備

県炎対本部(厚生部)は、第3次地震被害想定に基づく広域医療搬送対象患者数の地域別割合に対処し、概ね次のとおり指定航空会社のヘリコプターを配備する。

(県方面本部管内別民間ヘリコプターの配備機数) (単位:機)

管内	区分	配 備 先	機 数		合 計
			災害拠点病院専属機	救護病院派遣機	
賀茂・東方面本部		6	7		13
中部		7	8		15
西部		6	6		12
合計		19	21		40

(イ) 民間ヘリコプターの運航  
 県炎対本部(厚生部)は、災害拠点病院に専属機を原則1機配備し、広域搬送拠点との間をピストン運航する。

その他のヘリコプターについては、配備先を特定せず、必要の都度、救護病院と広域搬送拠点との間を運行する。

(ウ) 民間ヘリコプターが不足する場合は対応

県炎対本部(指令部)は、指定航空会社のヘリコプターのみでは対応が困難な場合は、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊又は自衛隊に対して、ヘリコプターによる患者搬送を要請する。

なお、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊又は自衛隊のヘリコプターに医師等の同乗が必要な場合は、医療チーム又は県内の医師等の中から指名する。

エ 広域搬送拠点に搬送する患者数の調整

県炎対本部(厚生部)は、県方面本部(健康福祉班広域搬送拠点係)と連絡を取り、広域搬送拠点に搬送する広域医療搬送対象患者数の調整を行う。

(5) 広域搬送拠点までの患者搬送

ア 災害拠点病院から広域搬送拠点までの搬送

(ア) 災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送

災害拠点病院又は災害拠点病院の要請を受けた市町炎対本部は、災害拠点病院からヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

なお、初回の搬送は県炎対本部(厚生部)の県内患者搬送ヘリコプター派遣連絡を受けて実施し、2回目以降の搬送は、ヘリポートにヘリコプターが到着した

ことを目視等により確認した上で実施する。

- (イ) ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送  
県災害対本部（厚生部）は、災害拠点病院に専属ヘリコプター（原則1機）を配備し、ヘリポートと広域搬送拠点の間で、広域医療搬送対象患者を搬送する。

イ 救護病院から広域搬送拠点までの搬送

- (ア) 救護病院が使用するヘリポートまでの搬送  
救護病院の要請を受けた市町災害対本部は、県方面本部（健康福祉班）からの県内患者搬送ヘリコプター派遣通知を受け、救護病院から同ヘリポートまで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。
- (イ) ヘリポートから広域搬送拠点までの搬送  
県災害対本部（厚生部）は、ヘリポートから広域搬送拠点まで、ヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送する。

3 非被災都道府県からの救護班の受入

- (1) 救護班受入活動の概要  
県災害対本部等は、東海地震発生時、以下の手順により、救護班受入活動を実施する。

ア 国は、他都道府県に対して、救護班の派遣を要請するとともに、本県への移動手段を確保できない救護班については、被災地外の患者搬送先拠点に参集するよう要請する。

イ 国は、被災地外の患者搬送先拠点に参集した救護班については、県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、救護班を搬送するよう調整する。

ウ 県災害対本部（厚生部）及び市町災害対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、救護班を搬送する。

エ 県災害対本部（厚生部）は、他都道府県から派遣された救護班に対して、連絡窓口となる旨周知するとともに、県内の医療活動の状況を把握し、医療需要に応じた活動ができるよう調整する。

- (2) 全国知事会に対する応援要請  
県災害対本部（指令部）は、国に対する応援要請によっても救護班が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、医師等の派遣を要請する。

(3) 県、市町及び医療機関の活動概要

- ア 救護班の派遣  
(ア) 県災害対本部（厚生部）は、発災初期においては、第3次地震被害想定に基づく

広域医療搬送対象患者救急の地域別割合に応じて、県方面本部に救護班を派遣する。その後は、災害拠点病院及び県方面本部（健康福祉班）からの要請に基づき調整し、県方面本部に派遣する。

(イ) 県方面本部（健康福祉班）は、発災初期においては、別途定める救護班派遣計画（注）に基づき、管内の災害拠点病院・救護病院等に救護班を派遣する。

その後は、市町災害対本部からの要請により管内で調整するとともに、必要があれば、県災害対本部（厚生部）に派遣要請する。

(注) 救護班派遣計画

県健康福祉センターが、県方面本部管内の地理的状況・病院の立地場所等を考慮して、災害拠点病院・救護病院等への救護班の派遣順位、搬送経路、手段等を定めたもの。

イ 広域搬送拠点から災害拠点病院・救護病院等までの救護班の搬送

- (ア) 災害拠点病院までの搬送
  - ・県災害対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプターにより、救護班を搬送する。
  - ・災害拠点病院の要請を受けた市町災害対本部は、ヘリポートから災害拠点病院まで、車両等により、救護班を搬送する。

(イ) 救護病院等への搬送

- ・原則として、救護病院等の要請を受けた市町災害対本部は、広域搬送拠点から救護病院等まで、車両等により、救護班を搬送する。
- ・なお、市町災害対本部による搬送が困難な場合は、県災害対本部（指令部）及び県方面本部（指令部）が、搬送方法について検討する。

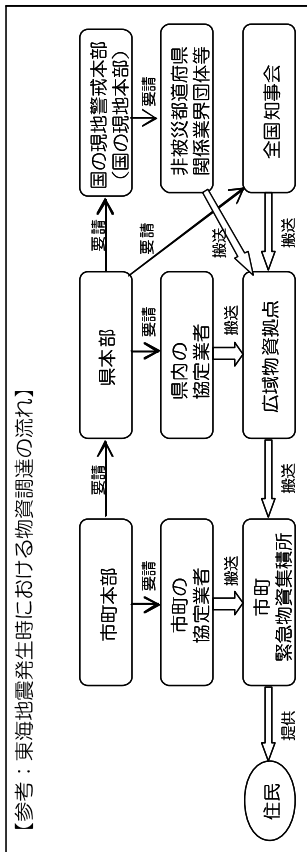
### Ⅲ 物資調達に係る計画

#### 1 要旨

東海地震発生時に必要となる食料、飲料水及び生活必需品等（以下、「物資」という。）については、

- ・県民は、平常時より物資の備蓄に努めるものとする。
- ・市町は、物資が不足している県民に対して、備蓄物資を提供する。

これらにより対応が困難な場合、県は、県内の民間業者との協定を活用するほか、国要領に基づく国等の広域応援を求めることにより、緊急に必要な物資（以下、「緊急物資」という。）を調達する。



#### 2 物資調達

- (1) 物資調達の概要  
 県災対本部等は、以下の手順により、東海地震発生時における物資調達を実施する。
- ア 県民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- イ 市町災対本部は、市町が備蓄している物資を住民に提供する。
- ウ 市町災対本部は、各市町が協定を締結している県内の民間業者に対して、緊急物資の供給を要請する。
- エ 市町災対本部は、上記ア～ウによっても緊急物資が不足する場合、県に対して、調達を要請する。
- オ 県災対本部は、県が協定を締結している県内の民間業者から緊急物資を調達する。
- カ 県災対本部は、国に対して、国要領に基づく広域応援を要請する。
- キ 県災対本部は、全国知事会に対して、広域応援協定に基づく応援を要請する。

#### (2) 県及び市町の活動概要

##### ア 東海地震注意情報発表時

- (ア) 県は、県民及び市町に対して、備蓄している食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- (イ) 県及び市町は、県内の協定を締結している民間業者（以下、「協定業者」という。）に対して、警戒宣言の発令に備えた準備体制の確保を要請するとともに、協定に基づく物資の在庫状況（以下、「在庫状況」という。）の報告を求めめる。

##### イ 警戒宣言発令時

- (ア) 県方面本部（物資班拠点係）は、広域物資拠点の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
- (イ) 県方面本部（物資班）は、市町から緊急物資の調達要請があった場合、これを集約し、県警戒本部（産業部）に報告する。
- (ウ) 県警戒本部（産業部）は、県方面本部（物資班）を通じて把握した市町警戒本部の要請に応じて、原則として県内の協定業者から緊急物資の調達及びあっせんを行う。
- (エ) 県警戒本部（指令部）は、必要量の調達が困難と想定される緊急物資について、国の現地本部に対して、調達を要請する。
- (オ) 警戒宣言の発令期間が長期化した場合
- 市町警戒本部は、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合は、県方面本部（物資班）に対して、緊急物資の調達を要請する。
  - 県警戒本部及び県方面本部は、市町警戒本部の要請を踏まえ、上記(ウ)～(エ)について継続する。

##### ウ 東海地震発生時

- (ア) 広域物資拠点の運営
- 県方面本部（物資班）は、県方面本部（物資班拠点係）を通じて広域物資拠点の被害状況を把握し、県方面本部（指令班）及び県災対本部（産業部）に報告する。
  - 県方面本部（指令班）は、同様に県災対本部（指令部）に報告する。
- 県方面本部（指令班・物資班）は、広域物資拠点の使用が困難な場合は、代替施設を決定し、県災対本部（指令部・産業部）に報告する。
- 県方面本部（物資班拠点係）は、広域物資拠点設置運営マニュアルにより広域物資拠点の運営を行う。併せて荷捌き作業等について協定業者に依頼する。
- (イ) 調達を必要とする緊急物資の把握
- 県方面本部（物資班）は、市町災対本部から緊急物資の調達要請を受け付け、品目別の数量を集約し、県災対本部（産業部）に報告する。市町災対本部からの要請は、原則1日1回、時間を決めて集約し報告することとするが、特に緊急の要請があった場合は、県方面本部（物資班）は、個別に県災対本部（産業部）に報告する。

(ウ) 協定業者からの緊急物資の調達

a 供給の要請  
県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に対して、必要とする品目・数量及び搬送先を示し、緊急物資の供給を要請する。

b 配分計画の決定  
県災対本部（産業部）は、県内の協定業者から調達できる数量等を基に、県方面本部、広域物資拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果を県方面本部（物資班）に連絡する。

県方面本部（物資班）は、管内市町への配分計画を基に、必要に応じて調整し、その結果を市町災対本部に対して、連絡する。

(工) 国に対する応援要請

a 国の応援計画に基づく国に対する応援要請  
県災対本部（指令部）は、国の応援計画に基づいて、国の現地本部に対して、緊急物資の調達を要請する。

b 配分計画の決定  
県災対本部（産業部）は、国による緊急物資の調達・搬送方法の決定を踏まえ、県方面本部、広域物資拠点及び市町ごとの配分計画を決定し、その結果を県方面本部（物資班）に連絡する。

県方面本部（物資班）は、管内市町への配分計画を基に、必要に応じて調整し、その結果を市町災対本部に対して、連絡する。  
なお、県災対本部（指令部）は、必要に応じて、上記aで行った要請の内容を変更する。

(オ) 全国知事会に対する応援要請

県災対本部（指令部）は、国に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、緊急物資の調達を要請する。

工 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。  
なお、国の現地本部が設置されるまでの間は、物資関係省庁及び内閣府等に対して、必要な報告や要請を行うものとする。

(3) 緊急物資の搬送

ア 県災対本部（産業部）は、県内の協定業者に緊急物資の供給を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。

なお、県災対本部（指令部）は、県内の協定業者により搬送できない場合は、静岡県トラック協会に対して、緊急物資の搬送を要請する。

イ 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、緊急物資の調達を要請する場合は、県が指定する広域物資拠点まで搬送するよう併せて要請する。

ウ 市町災対本部は、配分された緊急物資を広域物資拠点から当該市町緊急物資集積所等まで搬送する。

なお、被害状況により広域物資拠点と市町緊急物資集積所等との搬送が困難な場合には、市町災対本部は、県方面本部（指令班）に対して、搬送を要請することができ。

(4) 港湾を使用した緊急物資の搬送

ア 県災対本部（指令部・建設部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が陸路となる場合は、港湾施設の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定し、国の現地本部に対して報告する。

イ 県災対本部（指令部）は、岸壁側に荷揚げ設備の準備ができない港湾の使用にあたっては、荷揚げ設備を備えた船舶等による搬送を、国に要請する。

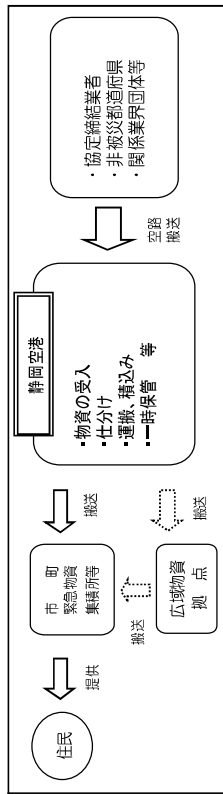
ウ 県災対本部（建設部）は、県方面本部（土木班）に対して、緊急物資の受入作業を指示する。

エ 県方面本部（土木班）は、緊急物資の受入のための荷揚げ及び一時保管作業等について、協定業者に依頼する。

オ 協定業者の確保が困難な場合は、県方面本部（指令班・土木班）は、荷役業者を確保する。

カ 県方面本部（指令班）は、広域物資拠点までの搬送を行う。

(5) 空港を使用した緊急物資の搬送



静岡空港を使用した緊急物資の搬送については、基本方針7（3）イ「臨時ヘリポートの使用の優先順位」を準用し、以下の手順により実施する

ア 県災対本部（産業部）は、広域物資拠点経由の緊急物資搬送ができない市町がある場合は、当該市町の配分計画と緊急物資集積所等を県災対本部（指令部）へ報告する。

イ 県災対本部（指令部・空港部）は、被害状況により陸路が寸断され、国からの搬送手段が空路になる場合は、空港施設の被害状況やハンドリング会社※の確保の状況等について、国の現地本部に対して報告する。

ウ 県災対本部（指令部）は、緊急物資の受入のための航空機からの取り降ろし及び一時保管作業等について、協定に基づきハンドリング会社に依頼する。

エ ハンドリング会社の確保が困難な場合は、県災対本部（指令部）は、航空機からの取り降ろし及び一時保管作業等を行う業者を確保する。

オ 県災対本部（指令部）は、一時保管場所での仕分け作業等の要員派遣を県方面本部（指令班）に要請する。

カ 県災対本部（指令部）は、ハンドリング会社等に対し、緊急物資の受入及び一時保管作業等について指示を行う。

キ 県災対本部（指令部）は、県災対本部（産業界部）から報告された配分計画に基づき、緊急物資を市町緊急物資集積所等まで搬送する。

ク 市町災対本部は、県災対本部（指令部）から要請された場合は、配分された緊急物資を静岡空港から当該市町緊急物資集積所等まで搬送する。

ケ 広域物資拠点へ搬送する場合は、県方面本部（指令班）が行う。

※ハンドリング会社…静岡空港において、航空機の誘導、航空貨物の積み降ろし等の航空機地上支援業務を行う会社

### 3 義援物資の取扱

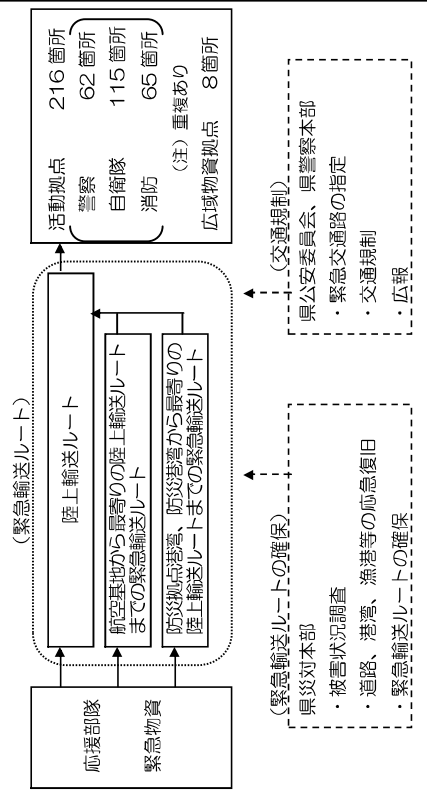
地震発生直後は相当の混乱が予想されることから、原則として義援物資は受け入れないものとし、県災対本部（指令部広報班）は、その旨広報するとともに、国の現地本部や報道機関に対して、広報を依頼する。

## IV 輸送活動に係る計画

### 1 要旨

県は、活動拠点及び広域物資拠点（以下、「各拠点」という。）へ、応援部隊や緊急物資を円滑に輸送するための緊急輸送ルート及び緊急輸送活動を定める。  
なお、被災地への進出経路については陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて、船舶又は航空機を使用する。

【参考：輸送活動の流れ】



### 2 緊急輸送ルートの概要

#### (1) 陸上輸送ルート

ア 国が定めた応援部隊、緊急物資の緊急輸送ルートの路線名及び区間は、要領・表4-1のとおりとする。  
この緊急輸送ルートのうち、東名高速道路最寄りインターチェンジ（以下、「IC」という。）から各拠点までの緊急輸送ルートは、要領・表1-9及び表4-2のとおりとする。

イ 東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-3のとおりとする。

ウ 県災対本部（指令部・建設部）及び県方面本部（指令班・土木班）は、崖崩れ等により一部の道路が寸断された場合は、第二東海自動車道、緊急河川敷道路等の道路も含め代替道路を選定し、緊急輸送ルート計画を変更する。  
なお、代替道路として選定が可能な第二東海自動車道及び緊急河川敷道路の区間は、要領・表4-4のとおりである。

(2) 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

ア 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-5のとおりとする。

イ 県災対本部(指令部)は、国の現地本部に対して、航空機により輸送する場合は、防災拠点ヘリポート、静岡ヘリポート、静岡空港及び自衛隊基地(板妻駐屯地、静浜基地及び浜松基地)を使用するよう要請する。

なお、必要に応じて、市田防災ヘリポート、富士川滑空場及び三保飛行場を使用するよう要請する。

(3) 防災拠点港湾及び防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

ア 熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港及び御前崎港(以下、「防災拠点港湾」という。)から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-6のとおりとする。

また、伊東港、松崎港、宇久須港、土肥港、浜名港、大井川港、網代漁港、稲取漁港、妻良漁港、田子漁港、戸田漁港、静浦漁港、用宗漁港、焼津漁港、地頭方漁港、福田漁港(以下、「防災港湾」という。)から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルートは、要領・表4-7のとおりとする。

イ 県災対本部(指令部)は、国の現地本部に対して、船舶により輸送する場合は、防災拠点港湾を使用するよう要請する。

なお、必要に応じて、防災港湾を使用するよう要請する。

3 県の活動概要

県は、緊急輸送活動が円滑に遂行できるよう、必要な交通規制及び広報等を実施するとともに、必要に応じて、緊急輸送ルートの応急復旧等を行う。

(1) 道路を使用する場合

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 県(建設部)は、緊急輸送ルートを確認するため、他の道路管理者等との調整、県管理道路における工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

(イ) 県警察本部は、警戒宣言発令時及び地震発生後の交通規制の準備を行う。

(ウ) 県は、報道機関等の協力を得て、道路交通情報について広報を行う。

(エ) 県及び県警察本部は、緊急輸送ルートの通行可否を上空から確認できるよう、県及び県警察本部所有のヘリコプター(以下、「県有ヘリコプター」という。)へのヘリコプターテレビ搭載及び発進準備を行う。

また、県は、救助・救急関係県庁に対して、緊急輸送ルートの通行可否を上空

から偵察し、画像、映像等を含めた道路被害情報を速やかに提供するよう要請する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 県警察本部(指令部)は、上記ア(ウ)の広報を継続する。

(イ) 県警察本部は、県内における一般車両の通行を極力抑制する。

また、県内への流入は極力制限するとともに、強化地域外へ流出するための県外流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(ウ) 県公安委員会は、県名高速道路について別に定めた「緊急交通路指定手順」に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路(以下、「緊急交通路」という。)の指定を行い交通規制を実施し、各ICにおいて緊急通行車両以外の流入を禁止する。

(エ) 県警察本部は、交通規制に際しては警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県災対本部(指令部)は、県有ヘリコプターにより緊急輸送ルートの被害状況を確認するとともに、救助・救急関係県庁から、緊急輸送ルートの被害情報の提供を受ける。

(イ) 県災対本部(指令部・建設部)及び県方面本部(指令班・土木班)は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、緊急輸送ルートの通行可否を確認する。

(ウ) 県方面本部(土木班)は、緊急輸送ルートを速やかに確保するため、県管理道路について、必要に応じて、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。

(エ) 県災対本部(指令部)は、報道機関等の協力を得て、道路の被害状況、復旧見込み等について広報を行う。

(オ) 県公安委員会及び県警察本部は、以下のとおり交通規制を実施する。

a 「緊急交通路指定手順」に基づき、緊急輸送ルートのうち東名高速道路と国道1号を、必要に応じて、緊急交通路に指定する。

b 主要な県境道路は、県内への一般車両の流入を制限する。

c その他の道路は、状況に応じて、交通規制を実施する。

(カ) 県災対本部は、県警察本部長を通じ、必要に応じて、県警備業協会に緊急交通路の確保のための警備業務を要請する。

(キ) 県警察本部は、交通規制を実施した場合、上記イ(エ)の広報を行う。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

(2) 航空基地を使用する場合

航空基地を使用する場合の緊急輸送ルートに係る県の活動は、上記(1)に準じる。

(3) 港湾を使用する場合

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 県（建設部・産業部）は、東海地震発生後の港湾及び漁港機能の確保を図るための準備的措置を講ずる。

(イ) 県及び県警本部は、港湾及び漁港の使用可否を上空から確認できるよう、県有ヘリコプターへのヘリコプターテレシビの搭載及び発進準備を行う。

また、県は、救助・救急関係省庁に対して、港湾及び漁港の使用可否を上空から偵察し、画像、映像等を含めた港湾及び漁港の被害情報を速やかに提供するよう要請する。

イ 警戒宣言発令時

県方面本部（土木班・農林班）は、県有の港湾及び漁港の耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁の一般使用を禁止するとともに、水門、陸間を閉鎖する。

ウ 東海地震発生時

(ア) 県炎対本部（指令部）は、県有ヘリコプターにより港湾及び漁港の被害状況を確認するとともに、救助・救急関係省庁から、港湾及び漁港の被害情報の提供を受ける。

(イ) 県炎対本部（指令部・建設部・産業部）及び県方面本部（指令班・土木班・農林班）は、港湾及び漁港施設の被害状況を把握し、使用可否を確認する。

(ウ) 県方面本部（土木班・農林班）は、港湾及び漁港機能を保つために、県管理港湾及び漁港について、必要に応じて、国等と連携し、建設業協会等に障害物の除去、応急復旧等を依頼する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等

上記ア、イ及びウの実施事項の中で、必要な事項を実施する。

〈広域受援計画活動要領〉

◎ 概要

- 1 本計画を実施するための指針となる国の具体的な活動については、広域受援計画活動要領（以下、「本要領」という。）に記載した。
- 2 現時点で国の方針が明確になっていない救助活動等に係る本県の受援活動については、本要領で定めている。
- 3 本要領は、本計画の前提となっている物資の需給見込、使用する要請・報告の諸様式、活動拠点、活動ルート等を定めている。
- 4 本要領は、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や国、県、市町及び防災関係機関の体制の変更に応じて、定期的に見直しを行うものとする。

## I 救助活動、消火活動等に係る要領

### 1 要旨

- ・警察庁、防衛省、消防庁の応援部隊の救助活動、消火活動等の概要及び海上保安庁の支援活動の概要を、本要領に記載する。
- ・本県及び市町が応援部隊を受け入れるため使用する要請・報告の諸様式については、本要領による。

### 2 警察庁の応援活動

#### (1) 応援活動の概要

##### ア 東海地震注意情報発表時

- (ア) 県警察本部は警戒宣言発令時に行う交通規制の準備を行う。
- (イ) 県警察本部は、警戒準備本部を設置し、必要な準備行動をとる。

##### イ 警戒宣言発令時

- (ア) 県警察本部は、警戒準備本部により、定められた措置をとる。
- (イ) 県警察本部は、県域防災計画に記載された交通の確保活動計画及び本計画に基づき交通の確保を行う。
- (ウ) 各都道府県の広域緊急援助隊等は、警察庁及び各管区警察局長の指揮を受け前進視点に向かう。なお、前進視点は表1-1のとおりとする。

##### ウ 東海地震発生時

- (ア) 応援部隊の進出拠点及び活動拠点  
応援部隊は、進出拠点に集結した後、活動拠点に向かう。  
なお、進出拠点は表1-1及び表1-2、活動拠点は表1-3のとおりとする。

#### (1) 応援部隊の任務等

##### a 応援部隊の任務

応援部隊は、担当する被災区域に到着後、管轄の警察署長の指揮に基づき、次に掲げる任務を行う。

- (a) 被害情報等の収集・伝達
- (b) 救出救助活動、避難誘導及び行方不明者等の捜索
- (c) 緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導
- (d) 被災地内における治安維持活動及び必要な災害警備活動

##### b 応援部隊の活動拠点の調整等

- (a) 活動拠点の調整  
各応援部隊の活動拠点は、国・県合同連絡調整会議等で調整する。
- (b) 活動拠点への誘導  
活動拠点への部隊誘導に関する調整は、県警察本部が行う。
- c 受援連絡体制の確立  
応援部隊の迅速かつ円滑な活動を確保するため、県警察本部は所要の連絡誘

導隊、受援隊を編成し、受援連絡体制を確立する。

### 工 突発的に東海地震が発生した場合等 上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

#### (2) 緊急輸送ルート

応援部隊の進出経路は陸路とし、道路の被害状況により海路及び空路の使用を調整する。

緊急輸送ルートは、本計画の輸送活動に係る計画により別に定める。

#### (3) 航空部隊の受入

##### ア ヘリポート

県警察本部所有のヘリコプターのヘリポートは、静岡県警察航空隊ヘリポート（航空自衛隊静浜基地内）とする。

ただし、ヘリコプターの活動、応援機の受入等において必要な場合には、県警察本部は、同ヘリポート以外にヘリポート等を臨時ヘリポートに指定することができる。  
県消防本部及び市町消防本部は、県警察本部の要請により臨時ヘリポートを指定する場合、施設管理者と必要な調整を行う。

##### イ 応援都道府県警察との調整

県警察本部は、応援都道府県警察と次の事項について、調整する。

- (ア) 航空要員、航空機の配置
- (イ) 帯同装備品
- (ウ) 移動経路、時期
- (エ) 移動目的地
- (オ) 指揮権移転、通信

表 1-1 前進拠点及び進出拠点  
(警戒宣言が寄せられた場合)

部隊の所在地	前進拠点	海山拠点	派遣拠点
北海道	警察大学校(東京都府中市)	山中城址駐車場(静岡県三島市)	静岡県
		足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
東北	警察人学校(東京都府中市)	足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
		東島島防災基地(神奈川県川崎市)	神奈川県
東京都		足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
		小瀬スポーツ公園(山梨県甲府市)	山梨県
		松木空港一帯(長野県松本市)	長野県
関東	警察大学校(東京都府中市)	—	静岡県
		山中城址一帯(静岡県三島市)	静岡県
		足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
中部	中部管区警察学校(愛知県名古屋市)	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
	愛知県警察学校(愛知県春日井市)	浜名湖 SA (静岡県浜松市)	静岡県
	中部管区警察学校(愛知県名古屋市)	—	静岡県
近畿	愛知県警察学校(愛知県春日井市)	名城公園(愛知県名古屋市)	愛知県
		メッセヴィングみえ(三重県津市)	三重県
中部	愛知県警察学校(愛知県春日井市)	—	愛知県
		湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
四国		浜名湖 SA (静岡県浜松市)	静岡県
九州	中部管区警察学校(愛知県名古屋市)	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県

(参考)

進出拠点	規模
足柄 SA (下の線側) 及び山中城址駐車場	約 8,500 人
浜名湖 SA (上の線側) 及び湖西運動公園	約 5,500 人

表 1-2 進出拠点  
(東海地震が突発的に発生した場合)

部隊の所在地	進出拠点	派遣拠点
北海道	山中城址駐車場(静岡県三島市)	静岡県
	足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
東北	足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
	東島島防災基地(神奈川県川崎市)	神奈川県
東京都	足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
	小瀬スポーツ公園(山梨県甲府市)	山梨県
	松木空港一帯(長野県松本市)	長野県
関東	山中城址駐車場(静岡県三島市)	静岡県
	足柄 SA (静岡県小山町)	静岡県
中部	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
	浜名湖 SA (静岡県浜松市)	静岡県
	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
近畿	名城公園(愛知県名古屋市)	愛知県
	メッセヴィングみえ(三重県津市)	三重県
中国	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県
	名城公園(愛知県名古屋市)	愛知県
四国	浜名湖 SA (静岡県浜松市)	静岡県
九州	湖西運動公園(静岡県湖西市)	静岡県

表1-3 活動拠点（候補）

警察庁

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
2	吉佐美幼稚園	下田市	市	主に警察
4	旧浜崎幼稚園	下田市	市	主に警察
6	白浜幼稚園	下田市	市	主に警察
10	アスト大会館	東伊豆町	町	警察、消防
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市	市	警察、自衛隊、消防
28	東部運転免許センター	沼津市	県警	主に警察
39	新天城ドーム(ビックサン)	伊豆市	市	主に警察
40	中伊豆社会体育館	伊豆市	市	主に警察
41	狩野小学校体育館	伊豆市	市	警察
45	財団法人修善寺体育館	伊豆市	市	主に警察
49	長岡体育館	伊豆の国市	市	主に警察
52	大仁体育館	伊豆の国市	市	主に警察
60	長泉町勤労者体育センター	長泉町	町	主に警察
61	小山町総合体育館	小山町	町	主に警察
64	静岡県富士山麓山の村	富士宮市	県	主に警察
67	富士宮市麓山の家	富士宮市	市	主に警察
69	富士市少年自然の家	富士市	市	主に警察
70	富士市丸火体育館	富士市	市	主に警察
94	富士市富士川地域福祉センター	富士市	市	主に警察
77	静岡県警察本部機動隊	静岡市	県警	主に警察
93	静岡市浦原体育館	静岡市	市	主に警察
103	島田中央体育館	島田市	市	主に警察
107	静岡県警察学校	藤枝市	県警	主に警察
108	藤枝総合運動公園陸上競技場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防
110	藤枝勤労者体育館	藤枝市	市	主に警察
112	蓮華池ホール	藤枝市	市	主に警察
117	牧之原市萩間公民館	牧之原市	市	主に警察
121	仁田体育館	牧之原市	市	主に警察
125	藤枝市岡部公民館	藤枝市	市	警察
126	大井川児童センター	焼津市	市	主に警察
128	吉田町総合体育館	吉田町	町	主に警察
129	吉田中央公民館	吉田町	町	主に警察
131	金谷体育センター	島田市	市	主に警察
136	町立本川根中学校	川根本町	町	警察、自衛隊
142	福田児童館	磐田市	市	主に警察
143	竜洋海洋センター体育館	磐田市	市	主に警察
156	総合体育館さんりーな	掛川市	市	主に警察
162	袋井市総合センター	袋井市	市	主に警察

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
166	浅羽体育センター	袋井市	市	警察、自衛隊
174	天童武道館	浜松市	市	主に警察
180	水窪総合体育館	浜松市	市	主に警察
182	浜松市農村環境改善センター	浜松市	市	主に警察
185	青少年の家	浜松市	市	主に警察
187	浜松市武道館	浜松市	市	主に警察
188	アイティイ浜松(市立勤労青少年ホーム)	浜松市	市	主に警察
191	西部運転免許センター	浜松市	県警	主に警察
193	浜松市中瀬南緑地会館	浜松市	市	主に警察
194	浜松市城北総合体育館・東駐車場	浜松市	市	警察、消防
195	浜松市立嘉阪中学校	浜松市	市	警察、自衛隊
196	浜松市立雄踏中学校	浜松市	市	主に警察
198	細江総合運動公園体育館	浜松市	市	警察、自衛隊、消防
203	三ヶ日B&G海洋センター	浜松市	市	主に警察
204	湖西市環境センター	湖西市	市	主に警察
205	湖西アメニティプラザ	湖西市	市	主に警察
208	新居町立図書館	新居町	町	主に警察
301	南伊豆町クリーンセンター	南伊豆町	町	警察、自衛隊
302	銀の湯会館	南伊豆町	町	警察、消防
303	道の駅 花の三聖苑	松崎町	町	警察、自衛隊
304	大輪荘	伊東市	市	主に警察
305	三島市民文化会館	三島市	市	主に警察
306	磐田市岩田公民館	磐田市	市	主に警察
307	菊川市役所北館	菊川市	市	主に警察

3 防衛省の応援活動

(1) 応援活動の概要

ア 東海地震注意情報発表時

- (ア) 防衛省は、運用局に防衛省災害対策室を設置し、強化地域外の応援部隊の出勤に向けた準備行動について、必要な指示及び調整を行う。
- (イ) 陸上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化するとともに、応援部隊の出勤に向けた準備行動を行う。
- (ウ) 陸上自衛隊東部方面総監部は、静岡県庁に前方指揮所を設置し、必要な準備行動をとる。

イ 警戒宣言発表時

- (ア) 防衛省は、大臣を長とする地震災害警戒本部を設置するとともに、強化地域外の部隊の前進拠点への事前派遣等について、必要な指示及び調整を行う。
- (イ) 陸上自衛隊東部方面総監部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊航空総隊司令部は、それぞれ指揮・連絡体制を確立し、情報収集体制を強化するとともに、それぞれ別の計画に基づき、応援部隊を前進拠点に事前派遣する等の措置をとる。

ウ 東海地震発生時

- (ア) 前進拠点及び進出拠点
  - 応援部隊は、国の応援計画により、前進拠点及び進出拠点から県内に進出する。なお、前進拠点及び進出拠点は表1-4及び表1-5のとおりとする。
  - また、緊急輸送ルートは、本計画の輸送活動に係る計画により別に定める。
- (イ) 活動拠点及び指揮所
  - a 活動拠点
    - 陸上自衛隊の応援部隊は、静岡県境から交通誘導係の誘導等により、活動拠点に進出し、救助活動等を行う。
    - なお、活動拠点（候補）は表1-6のとおりとする。
  - b 指揮所
    - 応援部隊は、指揮所を活動拠点内に開設するが、状況により、担任地域を管轄する県方面本部又は市町災害対策本部の近傍に開設する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

- 上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。
- (2) 自衛隊の東海地震対応計画の概要
  - 東海地震対応計画に基づき、陸上自衛隊東部方面総監を長とする陸・海・空の3隊からなる統合任務部隊が編成される。

ア 派遣規模

(ア) 陸上自衛隊

東海地震対応計画に基づき、陸上自衛隊が編成され、東部方面隊隷下の第1師団、第12旅団及び富士教導団を基幹に、中央即応集団、北部方面隊、東北方面隊及び西部方面隊から、増援部隊を集中し、救援活動を行う。

(イ) 海上自衛隊

東海地震対応計画に基づき、海自東海部隊が編成され、横須賀地方隊及び自衛艦隊の一部をもって任務部隊を編成し、護衛艦約15隻、輸送艦等3～5隻、その他の艦船等16隻、その他固定翼機15機、回転翼機34～35機を被災地域に派遣し、救援活動を行う。

(ウ) 航空自衛隊

東海地震対応計画に基づき、空自東海部隊が編成され、航空総隊、航空支援集団及び航空教育集団の救難機、輸送機、偵察機等約70機及び浜松、静浜、御前崎の各基地・分屯地所在の隊員及び全国の基地からの増援の隊員により、救援活動を行う。

イ 東海地震注意情報発表時

(ア) 陸上自衛隊

非常勤務態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表①による県庁等への連絡班の派遣及び通信組織の編成等を実施する。

表① 連絡班を派遣する部隊名及び派遣先

部隊名	派遣先
東部方面総監部	県庁
第1戦車大隊	賀茂危機管理局
富士教導団	東部危機管理局
第1師団	中部危機管理局
第12旅団	西部危機管理局

(イ) 海上自衛隊

非常勤務態勢に移行し、情報収集並びに県及び防災関係機関との連絡体制を強化するとともに、県庁及び各地域危機管理局に連絡班を派遣する。

(ウ) 航空自衛隊

非常勤務態勢に移行し、指揮所の開設、情報組織の展開、表②による県庁及び中部、西部の各方面本部への連絡班の派遣、偵察機の待機及び航空機の避難準備等を実施する。

表② 連絡班を派遣する部隊名及び派遣先

部隊名	派遣先
航空総隊司令部	県庁
第1航空団司令部	県庁及び西部危機管理局
第11飛行教育団	県庁及び中部危機管理局

ウ 警戒宣言発表時

(ア) 陸上自衛隊

- a 県庁に方面現地調整所を開設するとともに、地震防災派遣及び発災後の災害派遣のための準備を実施する。
- b 「地震防災派遣命令」により、航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び

人員・物資の緊急輸送等の支援活動を実施する。

(イ) 海上自衛隊

- a 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき、艦艇、航空機等の災害派遣準備を行う。
- b 「地震防災派遣命令」により、伊豆半島地区及び伊豆諸島におけるヘリコプターによる情報収集活動及び人員物資の緊急輸送、東海地方沿岸部への艦艇の派遣・洋上待機を実施する。

(ウ) 航空自衛隊

- a 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づき航空機等の待機強化、地上部隊の災害派遣の準備を実施するとともに、浜松基地等の練習機の域外基地への避難、救難機の周辺基地への集中を実施する。
- b 「地震防災派遣命令」により、航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析を実施する。
- c 県内空域を飛行する航空機に対し必要な情報を提供する等、航空機の安全運航確保等のための措置を表③により実施する。

表③ 基地等別の情報提供対象空域

基地等名	対象空域
入間基地（入間防空指令所）	県内全空域
浜松基地及び静浜基地	県西部及び中部空域

II 東海地震発生時から3日までの段階

(ア) 陸上自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、航空機を主体とする情報収集活動を開始し被害状況を把握するとともに、所在の部隊をもって、表④により人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。

表④ 東海地震発生後当初の部隊の担任地域

部隊名	担任地域
第1戦車大隊	賀茂方面本部管内
富士教導団	東部方面本部管内
第1師団	中部方面本部管内
第12旅団	西部方面本部管内

- b 被害状況の判明に伴い、増援される部隊の一部を、被害が激甚な地域に派遣する。

(イ) 海上自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、艦艇、航空機による情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、被災地域各港湾に進出し、人命救助を第一義とする災害派遣を速やかに実施する。
- b 掃海艇等による港湾調査を行い、港湾使用の可否を判定するとともに、陸・空自衛隊等の応援部隊及び伊豆地区等の避難者等の海上輸送を実施する。被害状況の判明に伴い、逐次部隊を増強し、艦艇による被災住民に対する避難、流出油防除、水路啓開等の支援を実施する。

(ウ) 航空自衛隊

- a 東海地震発生後、直ちに、航空機を主体とする情報収集活動を開始し、被害状況を把握するとともに、基地所在の部隊及び救難機をもって、人命救助を第一義とする災害派遣を実施する。
- b 被害状況の判明に伴い、各航空方面隊等から増援される部隊を、被害が激甚な地域等に派遣するとともに、陸上自衛隊の増援部隊及び広域医療輸送活動による患者、医療チーム等の航空輸送を実施する。
- c 浜松基地及び静浜基地において、緊急消防援助隊のヘリコプター及び広域医療輸送関係者等の受入、活動支援を実施する。

オ 東海地震発生後、4日から7日までの段階

(ア) 陸上自衛隊

- 孤立者の救出、行方不明者の捜索・救出等の人命救助活動に並行し、被災住民に対する給食・給水、入浴等の民生支援活動を実施する。

(イ) 海上自衛隊

- 孤立者の救出、海上漂流者の捜索・救出等の人命救助活動に並行し、艦艇・航空機による被災住民の避難、人員・物資の輸送、水路啓開等の支援を実施する。

(ウ) 航空自衛隊

- 孤立者の救出、行方不明者の捜索・救出等の人命救助活動等に並行して、救援物資等の輸送活動を実施する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に係る要請書の様式は、様式1-1及び様式1-2のとおりとする。

表1-4 前進拠点及び進出拠点  
(警戒宣言が発せられた場合)

部隊の所在地	規模(人)	前進拠点	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
青森県	1,000	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
岩手県	1,100	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
宮城県	300	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	—	山梨県
秋田県	1,300	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
福島県	600	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
山梨県	1,100	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	—	山梨県
静岡県	700	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	500	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	800	—	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	600	—	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
千葉県	1,100	—	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
東京都	1,800	—	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
新潟県	500	相馬駐屯地(群馬県北群馬郡)	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	400	松本駐屯地(長野県松本市)	—	静岡県
静岡県	700	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	200	—	岐阜分屯地(岐阜県各務原市)	岐阜県
静岡県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	800	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
大阪府	600	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
兵庫県	1,500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
鳥取県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
島根県	100	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
岡山県	400	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
広島県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
山口県	400	—	久居駐屯地(三重県津市)	三重県
福岡県	500	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
長崎県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
熊本県	1,600	小牧基地(愛知県小牧市)	—	愛知県
鹿児島県	700	小牧基地(愛知県小牧市)	—	愛知県
鹿児島県	200	—	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
合計	24,200	—	—	—

表1-5 進出拠点  
(東海地震が突発的に発生した場合)

部隊の所在地	規模(人)	進出拠点	派遣都県
北海道	3,500	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
青森県	1,000	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
岩手県	1,100	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
宮城県	300	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	山梨県
秋田県	1,300	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
福島県	600	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
山梨県	1,100	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	山梨県
静岡県	700	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	500	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
静岡県	800	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	600	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
千葉県	1,100	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
東京都	1,800	厚木基地(神奈川県厚木市)	静岡県
新潟県	900	松本駐屯地(長野県松本市)	静岡県
静岡県	700	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	200	岐阜分屯地(岐阜県各務原市)	岐阜県
静岡県	200	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
静岡県	800	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
大阪府	600	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
兵庫県	1,500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
鳥取県	500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
島根県	100	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
岡山県	400	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
広島県	500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
山口県	400	久居駐屯地(三重県又居市)	三重県
福岡県	500	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
長崎県	200	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
熊本県	1,600	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
鹿児島県	900	小牧基地(愛知県小牧市)	愛知県
合計	24,200	—	—

表1-6 活動拠点（候補）

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
5	須崎漁民会館	下田市	須崎区	主に自衛隊
9	東伊豆町立体育センター	東伊豆町	町	主に自衛隊
12	B & G 海洋センター体育館	河津町	町	主に自衛隊
15	中央公民館	南伊豆町	町	主に自衛隊
16	県立松崎高校	松崎町	県	主に自衛隊
17	健康増進センター	西伊豆町	町	主に自衛隊
19	黄金崎駐車場	西伊豆町	町	主に自衛隊
20	姫の沢公園(少年自然の家)・駐車場	熱海市	市	警察、自衛隊、消防
23	県立伊東高校	伊東市	市	主に自衛隊
27	富士通(株)沼津工場	沼津市	富士通㈱	主に自衛隊
29	戸田B & G 海洋センター	沼津市	市	主に自衛隊
31	南二日町広場	三島市	市	主に自衛隊
35	市民会館	御殿場市	市	主に自衛隊
36	裾野市営総合グラウンド	裾野市	市	自衛隊、消防
37	天城中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
38	天城ふるさと広場	伊豆市	市	主に自衛隊
41	狩野小学校グラウンド	伊豆市	市	自衛隊
43	松原公園	伊豆市	市	自衛隊、消防
44	土肥中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
46	修善寺グラウンド	伊豆市	市	主に自衛隊
47	中伊豆中学校	伊豆市	市	主に自衛隊
48	長岡中学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
50	韮山運動公園	伊豆の国市	市	主に自衛隊
51	大に中学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
53	大に小学校	伊豆の国市	市	主に自衛隊
57	柿田川公園	清水町	町	主に自衛隊
58	旧県立長泉高校	長泉町	町	主に自衛隊
63	小山町生涯学習センター 多目的広場	小山町	町	自衛隊
65	富士宮市民体育館	富士宮市	市	主に自衛隊
71	富士市総合運動公園	富士市	市	主に自衛隊
74	芝川町総合運動場	芝川町	町	主に自衛隊
75	城北浄化センターグラウンド	静岡市	市	主に自衛隊
76	広野海浜公園	静岡市	市	主に自衛隊
80	駿府公園	静岡市	市	主に自衛隊
83	浅畑スポーツ広場	静岡市	市	主に自衛隊
87	東海大学付属翔洋高校	静岡市	学校法人東海大学	主に自衛隊
88	中島浄化センター	静岡市	静岡市企業局	主に自衛隊
89	ポリテクセンター静岡	静岡市	ポリテクセンター静岡 静岡市	主に自衛隊
90	しずおか信用金庫総合グラウンド	静岡市	しずおか信用金庫	主に自衛隊
92	富士川緑地公園スポーツ広場	静岡市	市	自衛隊、消防
95	富士川河川敷スポーツ広場	富士市	市	主に自衛隊
98	静岡市由比体育館	静岡市	市	主に自衛隊
99	大井川緑地公園	島田市	市	自衛隊、消防
100	勤労者野外活動施設	島田市	市	主に自衛隊
104	島田市民中央公園	島田市	市	主に自衛隊
106	焼津市総合グラウンド	焼津市	市	主に自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	用途
108	藤枝総合運動公園多目的広場	藤枝市	市	警察、自衛隊、消防
109	大井川河川敷グラウンド	藤枝市	国土交通省	主に自衛隊
113	航空自衛隊分屯基地	御前崎市	自衛隊	主に自衛隊
115	総合グラウンド	御前崎市	市	主に自衛隊
116	静岡C・C浜岡(グラウンド)	御前崎市	ゴルフ場	主に自衛隊
120	牧之原市相良総合グラウンド	牧之原市	市	主に自衛隊
122	榛原総合運動公園 くのんばる	牧之原市	市	自衛隊、消防
124	おかへく石の森公園	藤枝市	市	主に自衛隊
127	航空自衛隊静兵基地	焼津市	自衛隊	主に自衛隊
132	大井川緑地(右岸)	島田市	国土交通省	主に自衛隊
135	高郷河川敷多目的広場	川根本町	町	主に自衛隊
136	町立本川根中学校	川根本町	町	警察、自衛隊
137	かぶと塚公園	磐田市	市	主に自衛隊
140	福田公園野球場	磐田市	市	主に自衛隊
144	竜洋海洋公園	磐田市	市	主に自衛隊
146	竜洋体育センター	磐田市	市	主に自衛隊
149	豊田天竜川グラウンド	磐田市	市	主に自衛隊
150	豊岡総合センター	磐田市	市	主に自衛隊
154	いこいの広場	掛川市	市	主に自衛隊
157	大浜体育館	掛川市	市	主に自衛隊
159	入東総合運動場多目的広場	掛川市	市	主に自衛隊
160	原野谷川親水公園	袋井市	市	主に自衛隊
164	斐野公園西側エリア(Bゾーン)	袋井市	市	主に自衛隊
166	浅羽体育センター	袋井市	市	警察、自衛隊
167	菊川市小笠体育館	菊川市	市	主に自衛隊
168	菊川運動公園	菊川市	市	主に自衛隊
171	中央体育館	森町	教育委員会	主に自衛隊
172	船明ダム運動広場	浜松市	市	自衛隊、消防
175	浜松市香野気田スポーツ広場	浜松市	市	主に自衛隊
177	浜松市立龍山中学校グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
178	佐久間ふれあい運動公園	浜松市	市	自衛隊、消防
179	水窪グラウンド	浜松市	市	自衛隊、消防
181	安間川公園自由広場	浜松市	市	主に自衛隊
186	航空自衛隊浜松基地	浜松市	自衛隊	主に自衛隊
192	県立浜北西高校	浜松市	県	主に自衛隊
195	浜松市立舞阪中学校	浜松市	市	警察、自衛隊
197	藤原総合公園	浜松市	市	主に自衛隊
198	細江総合運動公園体育館	浜松市	市	警察、自衛隊、消防
199	浜松市立引佐南部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
200	県立引佐高校	浜松市	県	主に自衛隊
201	浜松市立引佐北部中学校	浜松市	市	主に自衛隊
202	三ヶ日運動場	浜松市	市	主に自衛隊
206	湖西運動公園	湖西市	市	自衛隊、消防
207	市民会館	湖西市	市	主に自衛隊
209	文化公園西側町有地	新居町	町	主に自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	使途
301	南伊豆町グリーンセンター	南伊豆町	町	自衛隊、警察
303	道の駅 花の三聖苑	松崎町	町	自衛隊、警察
401	敷根公園健康広場	下田市	市	自衛隊
402	吉佐美運動公園	下田市	市	主に自衛隊
403	須崎グリーンエリア芝生広場	下田市	市	主に自衛隊
404	町営総合グラウンド野球場	東伊豆町	町	主に自衛隊
405	クロスカントリーコース	東伊豆町	町	主に自衛隊
406	探石場跡地	東伊豆町	町	主に自衛隊
407	浜区豊満沢地先広場	河津町	町	主に自衛隊
408	青野川/ISるさと公園	南伊豆町	町	主に自衛隊
409	松崎町総合グラウンド	松崎町	町	主に自衛隊
410	黄金崎クリスタルパーク	西伊豆町	町	主に自衛隊
411	総合運動公園予定地	函南町	町	主に自衛隊
412	清水日本平総合運動公園駐車場	静岡市	市	主に自衛隊
413	日金谷中学校跡地	島田市	市	主に自衛隊
414	旧溝常センターグラウンド	島田市	市	主に自衛隊
415	大井川清流緑地	吉田町	町	主に自衛隊
416	大井川河川敷広場	島田市	市	主に自衛隊
417	豊田ラブリバー公園	豊田市	市	主に自衛隊
418	小笠山総合運動公園	袋井市・掛川市	市	主に自衛隊
419	花川運動公園	浜松市	市	主に自衛隊
420	天竜川緑地公園(南)	浜松市	市	主に自衛隊
421	天竜川緑地公園(北)	浜松市	市	主に自衛隊
422	森町太田川緑水公園	森町	町	主に自衛隊

様式 1-1

静 災 第 号  
年 月 日

陸上自衛隊東部方面總監 様

静岡県災害対策本部長  
静岡県知事

災害派遣の要請について

下記の事由により、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の概況

・発生日時	年 月 日 時 分
・県内最大震度	震度7 市町名:
・県内各地の震度	震度7 市町名:
	//6強 市町名:
	//6弱 市町名:

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 希望する区域(市町名)

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式1-2

第 号  
年 月 日

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長  
( )

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく災害派遣要請を要  
求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の概況

・発生日時

・市内最大震度

震度

年 月 日 時 分

地域名:

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域、活動内容

(1) 希望する区域(市町名)

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

4 消防庁の応援活動

(1) 応援活動の概要

ア 東海地震注意情報発表時

(ア) 消防庁は、次の先遣隊を静岡県に派遣する。

・消防庁職員

・指揮支援部隊(東京消防庁等)

なお、指揮支援部隊等が使用するヘリコプターの臨時ヘリポートは表1-7のと  
おりとする。

(イ) 消防庁は、表①の第一次出動準備の16府県隊に対して、出動準備を要請する。

表① 都道府県隊の出動準備

区 分	都道府県隊
第一次出動準備 (16府県)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新 潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪 府、兵庫県、奈良県、和歌山県、〔東京都〕
第二次出動準備 (11県)	岩手県、宮城県、山形県、鳥取県、島根県、岡山県、広 島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(ウ) 要請を受けた各都府県は、緊急消防援助隊(以下、「緊援隊」という。)として出  
動可能隊数を把握し、消防庁長官に報告する。

(エ) 消防庁は、航空部隊については、各ブロックごとに残留機体を指定し、他の機体  
については、出動準備を要請する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 消防庁は、上記ア(イ)に加えて、第二次出動準備の11県隊には陸路での出動  
準備を、他の道県隊についても陸路又は海路等での出動準備を要請する。

(イ) 航空部隊については、上記ア(エ)に同じ。

(ウ) 消防庁は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、石川県  
及び福井県の一部の部隊に対し、状況に応じて、表②の前進拠点に進出することを  
指示する。

表② 前進拠点

番号	前 進 拠 点	所 在 地
1	消防大学校	東京都調布市深大寺東町4-35-3
2	自治大学校	東京都立川市緑町3591
3	救急振興財団救命研修所	東京都八王子市南大沢4-5
4	市町村職員中央研修所	千葉県千葉市美浜区浜田1-1
5	全国市町村国際文化研修所	滋賀県大津市唐崎2-13-1
6	滋賀県消防学校	滋賀県東近江市神郷町314

(工) 県警戒本部は、交通誘導班として表③の進出拠点に職員を派遣し緊援隊の進出に備える。

表③ 進出拠点

番号	進出拠点	所在地
1	足柄SA(下の線側)	静岡県駿東郡小山町桑木字南原 599
2	浜名湖SA(上の線側)	静岡県浜松市北区三ヶ日町佐米字崎山47-1

(才) 御殿場市・小山町広域行政組合消防本部、浜松市消防局は、交通誘導班として表③の最寄りの進出拠点に職員を派遣し、緊援隊の進出に備える。

ウ 東海地震発生時

(ア) 消防庁は、被害情報収集のため、東京消防庁及び大阪府消防局にヘリコプターの出動を指示する。

(イ) 消防庁は、必要に応じて、消防庁職員を静岡県庁へ派遣する。

(ウ) 消防庁は、東京消防庁に指揮支援部隊の出動を指示する。

(工) 消防庁は、被害情報、被災地内の消防力及び応援可能隊数を勘案して、静岡県への投入応援都道府県隊を決定し、表③の進出拠点に出動することを指示する。

エ 突発的に東海地震が発生した場合等の対応

上記ア、イ及びウの中で、必要な事項を実施する。

(2) 県消防応援活動調整本部(以下、「県調整本部」という。)及び県方面本部消防応援活動調整本部(以下、「方面調整本部」という。)の設置

緊援隊が出動したときは、知事は県調整本部及び方面調整本部を設置する。

ア 県調整本部の設置

(ア) 県調整本部は、県災対本部が置かれる場所に設置する。

(イ) 知事は、県調整本部を設置したときは、消防庁及び県内の代表消防機関並びに緊援隊の応援を受ける市町の長に連絡するとともに、代表消防機関の長は、速やかに県調整本部に職員を派遣する。

(ウ) 県調整本部は、本部長を知事、副本部長を県危機管理監及び指揮支援部隊長とし、その他の本部長は原則として次のとおりとする。

a 静岡県危機管理庁消防室長

b 代表消防機関の派遣職員

c 静岡県消防防災航空隊職員(航空部隊の応援を受ける場合に限る。)

(工) 県調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を県調整本部の会議に出席させるものとし、その要請を行った場合は、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。

(才) 県調整本部は、消防庁及び緊援隊派遣都府県内に設置する物資供給等の後方支援の本部並びに方面調整本部と連携し、次の事項を行う。

a 応援部隊の部隊配備及び部隊移動に関すること。

b 緊援隊の活動の調整に関すること

c 各種情報の集約・整理に関すること

d 関係機関との連絡調整に関すること  
e その他必要な事項に関すること

イ 方面調整本部の設置

(ア) 方面調整本部は、東部方面本部、中部方面本部及び西部方面本部が置かれる場所に設置する。

(イ) 賀茂方面本部管内に関する調整等は、東部方面調整本部が管理する。

(ウ) 県方面本部長は、方面調整本部を設置したときは、県調整本部及び管内消防本部並びに応援を受ける市町に連絡し、地区代表消防本部の長及び市町長は、速やかに方面調整本部に職員を派遣する。

(工) 方面調整本部の構成員は、原則として次のとおりとする。

a 方面本部指令班長(方面調整本部長)

b 指揮支援隊長(方面調整副本部長)

c 緊援隊の応援を受ける市町の派遣職員

d 地区代表消防本部の派遣職員(方面調整本部に、地区代表消防本部が職員を派遣できない場合は、県方面本部所在地消防本部が代行する。)

(才) 方面調整本部は、県調整本部等と連携し、次の事項を行う。

a 市町長又はその委任を受けた消防長(以下、「指揮者」という。)と連携した緊援隊の配備に関すること

b 緊援隊の活動の調整に関すること。

c 各種情報の集約・整理に関すること。

d 関係機関との連絡調整に関すること

e その他必要な事項に関すること

(3) 集結場所及び部隊配備、部隊移動

ア 集結場所の指定等

(ア) 県調整本部長は、緊援隊の集結場所について、消防庁長官に連絡するものとする。県調整本部長は、緊援隊が出動する時点で、集結する場所が決定していない場合は、進出拠点に派遣した交通誘導係を通じて集結場所を指示する。

(イ) 集結場所は、活動拠点のうち県内各地域を代表する大規模な拠点(以下、「一次集結場所」という。)及び活動拠点のうち各消防本部管内で緊援隊の集結に適した拠点(以下、「二次集結場所」という。)とする。

緊援隊は、進出拠点に到着した時点で、配備先が決定していない場合は、一次集結場所を利用する。配備先が決定している場合は、二次集結場所を利用する。なお、一次集結場所は表1-8、二次集結場所は表1-9のとおりとする。

また、一次集結場所(陸上自衛隊駒門駐屯地を除く。)及び二次集結場所は、集結場所として利用した後は緊援隊の活動拠点(候補)として利用する。

(ウ) 指揮者は、集結場所の指定があったときは、速やかに集結場所に連絡員を派遣する。

(工) 部隊到着の報告

- a 集結場所に派遣された連絡員は、都道府県隊が到着したときは、所属する消防本部を通じ、方面調整本部に報告する。
- b 方面調整本部は、前項の報告を受けたときは、速やかに県調整本部に連絡する。

イ 部隊配備等

(ア) 部隊配備

消防庁長官は、県調整本部及び方面調整本部と調整の上、原則として都道府県隊を単位として部隊配備を行う。

- a 県調整本部での部隊配備の調整  
 県調整本部長は、緊援隊の配備先が複数の消防本部にわたる等広域な配備になる場合は、被災地における情報を把握の上、消防庁長官と県方面本部又は市町への部隊配備を調整する。  
 ただし、被害状況が明確でない場合は、第3次地震被害想定に基づき、調整する。
- b 方面調整本部での部隊配備の調整  
 方面調整本部長は、被災地における情報を把握の上、県調整本部を通じて消防庁長官と緊援隊の市町への部隊配備を、調整する。
- c 二次集結場所又は活動場所（以下、「前進場所」という。）での部隊配備指揮者は、緊援隊の配置状況等を考慮し、前進場所での部隊配備を決定する。

(イ) 部隊配備決定の連絡

- a 県調整本部長は、消防庁長官が方面調整本部又は市町への部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に連絡する。
- b 方面調整本部長は、消防庁長官が市町への部隊配備を決定したときは、速やかに指揮者に部隊配備の内容及び都道府県隊との連絡方法を連絡する。
- c 指揮者は、前進場所での部隊配備を決定したときは、速やかに方面調整本部に報告する。

(ウ) 都道府県隊の前進

方面調整本部長は、指揮者から前進場所の報告があったときは、該当する都道府県隊に次の事項を伝え、前進を求めらる。

- a 該当する都道府県隊長が所属する消防本部
- b 前進場所
- c 指揮者との連絡方法

ウ 部隊移動

(ア) 部隊移動の基本

部隊移動は、緊援隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行う。

- a 地理的要因により新たな投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
- b 市街地が連たんした複数市町が被災するなど市町境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

c 緊援隊が不足し、新たな部隊投入が不可能な場合

(イ) 消防庁長官の指示による部隊移動

- a 消防庁長官は、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、あらかじめ、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、知事及びひきつらして緊援隊行動市町長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- b 意見を求められた緊援隊行動市町長は、知事を経由して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答するものとし、知事は、緊援隊行動市町長の意見を付して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。
- c 消防庁長官は、緊援隊行動市町長及び知事の意見を踏まえ、緊援隊の属する都道府県知事に対して、部隊移動の指示を行う。
- d 消防庁長官は、部隊移動の指示を行った場合は、その内容を県調整本部に情報提供し、県調整本部は、方面調整本部を経由して、その旨を緊援隊行動市町長に連絡する。

(ウ) 知事の指示による部隊移動

- a 知事は、消防組織法第44条の3の規定に基づき、部隊の移動を指示するときは、県調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- b 意見を求められた県調整本部は、方面調整本部と調整の上、緊援隊行動市町長の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、知事に部隊移動に関する意見を回答する。
- c 知事は、県調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行う。
- d 部隊移動の指示は、県調整本部から、方面調整本部及び緊援隊行動市町を経由して、都道府県隊長に伝達する。
- e 知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を消防庁長官に通知する。
- f 知事から部隊移動の指示を受けた消防庁長官は、部隊移動の指示を受けた緊援隊が属する都道府県知事に対して、速やかにその旨を通知する。
- g 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておく。

(4) 緊援隊への情報提供

ア 指揮支援隊への連絡・指示

地区代表消防本部の長又は指揮者は、指揮支援隊に対して、次の事項を連絡又は指示する。

- (ア) 活動地域における救助活動、消火活動等の役割分担
- (イ) 現在の被害状況
- (ウ) 関係機関の対応状況
- (エ) その他必要な事項

イ 都道府県隊への連絡・指示

指揮者は、都道府県隊が前進場所に到着したときは、当該都道府県隊長から速やかに都道府県隊長名、人員、車両、資機材等の内容の報告を受けるとともに、次の事項を

連絡又は指示する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 活動中の消防隊の活動概要
- (ウ) 活動方針及び見通し
- (エ) 活動地域及び任務
- (オ) 使用無線系統
- (カ) 地水利の状況
- (キ) 指揮連絡担当者名
- (ク) 災害地に至る道路の状況
- (ケ) その他必要事項

ウ 緊援隊用地図等の整備

各消防本部は、必要に応じて、活動区域に関する地図等を、緊援隊に配布する。地図等に盛り込むべき主な内容は、次のとおり。

- (ア) 消火栓以外の消防水利、燃料等補給場所、避難地
- (イ) 緊援隊の活動区域
- (ウ) 災害拠点病院、救護病院等の位置
- (エ) ヘリコプターの臨時ヘリポートの位置
- (オ) その他緊援隊が求める事項

(5) 指揮体制等

ア 指揮本部の設置

- (ア) 被災地消防本部ごとに指揮本部を設置し、指揮者が指揮本部長の任に当たる。
- (イ) 指揮本部の構成員は、各消防本部が定める。
- (ウ) 指揮本部長は、被害情報の整理分析を行うとともに、部隊の配備を受けた緊援隊を指揮管理する。

イ 若狭支隊若狭隊長

指揮支隊若狭隊長（東京消防庁等の派遣職員）は、県災対本部（指令部）において、県誌整本部長を補佐し、緊援隊の活動を調整する。

ウ 指揮支隊隊長

指揮支隊若狭隊長は、原則として表4のように指揮支隊隊長を配置する。ただし、被害の状況により、これにより難しい場合は、代表消防機関の派遣職員が指揮支隊若狭隊長と協議して変更することができる。

表(4) 指揮支隊隊長の配置

方面本部	指揮支隊隊長
東部方面本部	大阪市消防局の派遣職員
中部方面本部	東京消防庁の派遣職員
西部方面本部	神戸市消防局の派遣職員

エ 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置

(ア) 指揮支援隊長は、緊援隊の部隊配備が決定した場合、方面調整本部又は被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下、「指揮支援本部」という。）を設置し、指揮支援本部長の任にあたる。

(イ) 指揮支援本部は次の業務を行うものとする。

- a 配備された都道府県隊の活動管理
- b 関係機関との連絡調整
- c その他必要事項

(ウ) 指揮支援本部は、「〇〇方面調整本部緊急消防援助隊指揮支援本部」（方面本部名を使用する場合）又は「〇〇市町担当緊急消防援助隊指揮支援本部」（受援市町名を使用する場合）と呼称する。

(6) 通信運用

緊援隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

ア 消防庁、県調整本部等関係機関間の通信連絡

消防庁、県調整本部、方面調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。

イ 通信に使用する周波数

指揮本部、県調整本部、方面調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊相互間の通信は、全国共通波1（150、73MHz）を使用する。

ウ 指揮系統を複数に分離する場合に使用する周波数

指揮支援本部長は、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、全国共通波2（148、75MHz）又は全国共通波3（154、15MHz）のいずれかから、使用チャンネルを指定する。

エ 県内共通波の使用

都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。

(7) 航空部隊の受入体制等

ア 航空部隊の集結場所

航空部隊の集結場所は、次のとおりとする。ただし、被害の状況に応じて、県災対本部の判断により、他の集結場所を指定できる。  
・航空自衛隊浜松基地内  
・航空自衛隊静浜基地内

・静岡空港内

イ 航空部隊の配備

航空部隊は、消防庁長官が機体特性等を考慮し、県調整本部と調整の上、配備する。

(ア) 航空部隊の活動

- a 情報収集活動
- b 地上部隊と連携した消火活動
- c 災害現場における人命救助及び傷病者の搬送
- d 救助資機材等の搬送
- e 上空からの避難誘導及び広報活動
- f 災害拠点病院及び救護病院からの重症者の広域搬送拠点への搬送
- g その他県消防防災航空隊長が必要と認める活動

(イ) 航空部隊に係る運用方法

運用方法の詳細は、「県ヘリコプター受援マニュアル」による。

ウ ヘリコプターの臨時ヘリポートの指定等

(ア) 臨時ヘリポートは、避難地以外の安全にヘリコプターが離着陸できる場所とし、表1-10のとおりとする。

ただし、消防職員等が一時的に安全を確保するための規制が行える場合は、この限りではない。

各消防本部は、指定場所の変更があった場合は、速やかに県災対本部（航空運用班）へ報告する。

(イ) 臨時ヘリポートには、全国共通波の通信機器を持った、航空部隊に指示できる消防職員を配置するとともに、可能であれば照明設備等を設置する。

(8) 緊援隊の応援要請及び部隊移動

ア 緊援隊の応援要請に係る様式は、様式1-3及び様式1-4のとおりとする。

イ 部隊移動に係る様式は、様式1-5から様式1-10のとおりとする。

表1-7 指揮支援部隊及び指揮支援隊が使用するヘリポート

1 指揮支援部隊

指揮支援部隊	臨時ヘリポート
東京消防庁等	静岡市駿府公園 (静岡市葵区駿府公園1-1)

2 指揮支援隊

	地区代表消防本部	指揮支援隊	臨時ヘリポート
東部地区	沼津市消防本部	大阪市消防局	沼津市民運動場 (沼津市大岡字末広1298-1)
中部地区	藤枝市消防本部	東京消防庁	藤枝市民グラウンド(サッカー場) (藤枝市駿河台1-6-1)
西部地区	浜松市消防局	神戸市消防局	今之浦市有地 (磐田市今之浦二丁目12)





表1-10 ヘリコプターの臨時離着陸場・・・中部地区

番号	場所(グラウンド)	所在地		連絡電話番号	管轄消防本部
		市町	地番等		
1	(社)静岡航空協会 富士山陸空島	静岡市	清水区蒲原向原5206	055-966-1101	静岡市消防防務局
2	富士川河川敷スボーツ広場(静岡市)	静岡市	清水区須賀地先	054-385-4331	
3	清水区グラウンド	静岡市	清水区藤原町1210	054-363-5679	
4	桜ヶ丘公園	静岡市	清水区桜ヶ丘町2	054-354-2272	
5	日本平公園多目的広場	静岡市	清水区村松字大谷3880-1	054-354-2272	
6	清水公園運動多目的広場	静岡市	清水区山内1487-1	054-354-2111	
7	静岡新開公園グラウンド	静岡市	清水区谷津1-577-1	054-359-1190	
8	静岡市清水水産運動場	静岡市	清水区蒲原2-1-1	054-354-2111	静岡市消防防務局
9	矢野スボーツ広場	静岡市	清水区六原守里196	054-354-2272	
10	静岡県立総合運動場	静岡市	葵区蒲原8-10	054-265-5500	
11	静岡県立総合運動場 屋上ヘリポート	静岡市	葵区北安楽4-772-5	054-247-6111	
12	静岡新聞社制作センター屋上ヘリポート	静岡市	駿河区岩倉3-1-1	054-284-8900	
13	静岡済生会総合病院 屋上ヘリポート	静岡市	駿河区小園1-1-1	054-285-6171	
14	静岡市消防防務局庁舎 屋上ヘリポート	静岡市	葵区瑞手町6-2	054-255-9700	
15	焼津市総合グラウンド	焼津市	浜島高950-1	054-628-5740	
16	東海大学小学校グラウンド	焼津市	石橋上65	054-628-4427	
17	大府中学校グラウンド	焼津市	大府3-25-1	054-628-3851	
18	焼津中学校グラウンド	焼津市	焼津2-10-28	054-628-7255	
19	小川中学校グラウンド	焼津市	東川14-7-1	057-628-3777	焼津市消防防務局
20	黒石小学校グラウンド	焼津市	大住1246	054-629-4855	
21	大宮中学校グラウンド	焼津市	中郷1-1	054-624-4329	
22	焼津市民グラウンド(サッカールーム)	焼津市	駿河台1-6-1	054-643-3111	焼津市消防防務局
23	焼津総合運動公園サッカールーム	焼津市	高100	054-643-3111	
24	大井川緑地公園(ヘリポートC)	島田市	横井地先	0547-37-5111	島田市消防防務局
25	川根町家山6ヶ所あひ広場	島田市	川根町家山4152-1	0547-56-3111	
26	川根本町 町営グラウンド	川根町	下泉地先	0547-56-1111	
27	中部電力勝ヶ原ヘリポート	吉田町	千原21-3	0547-59-3120	
28	小山崎駐車場	吉田町	片岡2499	0547-33-1111	吉田町救急原市広域施設組合
29	牧之原市市民総合運動公園めぐり広場	牧之原市	仁田739-3	0548-23-0001	
30	牧之原市市民総合運動公園	牧之原市	菅ヶ谷572	0548-53-2600	牧之原市消防防務局
31	御前崎市市民総合運動場	御前崎市	池新田444	0537-85-1111	御前崎市消防防務局
32	御前崎市市民総合運動場(野球場)	御前崎市	白旗1174	0537-85-1111	御前崎市消防防務局

表1-10 ヘリコプターの臨時離着陸場・・・西部地区

番号	場所(グラウンド)	所在地		連絡電話番号	管轄消防本部
		市町	地番等		
1	菊川運動公園芝生広場	菊川市	西方804	0537-35-2111	菊川市消防防務局
2	大浜総合運動公園多目的広場	掛川市	御安3300	0537-72-2211	
3	掛川市安藤寺運動公園多目的広場	掛川市	沢原116	0537-21-1111	掛川市消防防務局
4	掛川市下里多目的広場	掛川市	下里木2243-1	0537-21-1111	
5	掛川市いよいよ広域駐車場	掛川市	籍古1686	0537-21-1111	
6	野郎山公園	磐井市	瓜原野谷川石岸	0538-44-3165	磐井市消防防務局
7	森町 太田川緑水公園	森町	森1105-2地先 太田川河川敷	0538-85-2111	広域施設組合
8	深羽二瀬多目的運動広場	磐田市	中1000	0538-58-3131	
9	磐田公園多目的広場	磐田市	磐田中島3756-43	0538-37-4804	
10	今之浦町有地	磐田市	今之浦2丁目12	0538-37-4804	
11	豊田天竜川グラウンド	豊田市	池田地先 天竜川河川敷	0538-36-3211	豊田市消防防務局
12	豊田海洋公園 多目的広場	豊田市	駒場6866-5	0538-66-5580	
13	豊田天竜川グラウンド	豊田市	松之本高地先 天竜川河川敷	0539-36-3211	
14	磐田スボーツ交流のゆめりあ球技場	磐田市	大久保892-36	0538-38-4150	
15	浜松市フルーツパーク(駐車場)	浜松市	北区郡田4263-1	053-475-0511	
16	三方原公園広場	浜松市	北区堤原町821	053-457-2351	
17	浜松原公園グラウンド	浜松市	東区半田11-20-1	053-435-2113	
18	浜松東高等学校グラウンド	浜松市	東区豊井新田1442	053-434-4401	
19	天竜川緑地(北)	浜松市	東区中野町	053-457-2351	
20	天竜川緑地(南)	浜松市	南区鶴見町	053-457-2351	
21	遠州灘海浜公園多目的広場(南端)芝生場	浜松市	南区白旗町2834-1	054-221-2455	
22	遠州灘海浜公園芝生公園	浜松市	南区中田島町3211-276	053-457-2111	
23	遠州灘海浜公園多目的広場	浜松市	南区江之島町1706	053-442-6775	
24	可美公園野球場	浜松市	南区瑞穂町920-2	053-457-1829	
25	東西部浜松センター 屋上	浜松市	中区富原町328	053-453-7111	
26	和地山公園グラウンド	浜松市	中区和地山3-10-1	053-473-1829	
27	四ツ池公園第2陸上競技場(自田広場)	浜松市	中区上島6-19-1	053-473-1829	
28	四ツ池公園陸上競技場	浜松市	中区上島6-19-1	053-473-1829	
29	高丘公園	浜松市	中区高丘東1-4-1	053-457-2111	
30	浜松市フラーパーク(駐車場)	浜松市	西区御山寺町195	053-475-0511	
31	浜松東高等学校グラウンド	浜松市	西区大久保3600	053-592-3111	
32	芝生グラウンド	浜松市	西区建設町宇布島9611-2	053-592-3111	
33	美浜公園ソフトボール場	浜松市	西区舞阪町2659-3	053-592-2111	
34	乙女園スボーツ広場	浜松市	西区新原町3550	053-592-2111	
35	芝生公園	浜松市	西区建設町宇布島9984-1	053-592-3111	
36	芝生公園	浜松市	西区舞阪町舞阪5005-1	053-592-2111	
37	村島海水浴場駐車場	浜松市	西区村島町地先	053-458-7261	
38	天竜川河川敷グラウンド(第2サッカールーム)	浜松市	浜北区永島地先	053-585-1220	
39	浜松市船場運動公園	浜松市	天竜区船場2660	053-922-0072	
40	香野畠田スボーツ広場	浜松市	天竜区香野町畠田850-1	053-983-0002	
41	浜松市水産グラウンド	浜松市	天竜区水産町奥家3682	053-982-0001	
42	麻立佐公園高松グラウンド	浜松市	天竜区佐久間町中部683-1	053-965-0065	
43	浜松市龍山総合グラウンド	浜松市	天竜区龍山町戸倉239-3	053-969-0311	
44	緑江町総合グラウンド	浜松市	北区緑江町中川2736	053-523-3116	
45	興立町佐高小学校グラウンド	浜松市	北区引佐町吉野1456-1	053-542-0016	
46	新居町あひ広域運動公園	新居町	新居町3146	053-594-1111	新居町・磐田県施設組合
47	浜松市総合運動公園(陸上競技場)	浜松市	吉美830-1	053-576-4795	浜松市・磐田県施設組合

# 緊急消防援助隊応援要請連絡

報
第
年 月 日

消防庁長官様

静岡県知事

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分	
災害発生場所		
災害の種類・状況		
人的・物的被害の状況		
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分	
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	消防部隊	消防 消防隊
	救助部隊	救助 救助隊
	救急部隊	救急 救急隊
	航空部隊	航空 航空隊
	水上部隊	水上 水上隊
	特に指定なし	特別 特別装備部隊
その他の情報	毒劇物等対処部隊 N災害対処部隊 B災害対処部隊 C災害対処部隊 大規模危険物火災等対処部隊 密閉空間火災等対処部隊 遠距離大量送水部隊 その他の部隊	
応援部隊の集結場所及び到達ルート	決定(添付書類)部・未決定	
指揮体制及び無線運用体制	決定(添付書類)部・未決定	
その他の情報 (必要書類、装備等)		
その他の添付書類		
連絡責任者	区分 静岡県	
	担当課 職 氏 名	
	TEL FAX	
	電話・FAX番号	

# 緊急消防援助隊応援要請連絡

報
第
年 月 日

静岡県知事様

〇〇市町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分	
災害発生場所		
災害の種類・状況		
人的・物的被害の状況		
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分	
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	消防部隊	消防 消防隊
	救助部隊	救助 救助隊
	救急部隊	救急 救急隊
	航空部隊	航空 航空隊
	水上部隊	水上 水上隊
	特に指定なし	特別 特別装備部隊
その他の情報	毒劇物等対処部隊 N災害対処部隊 B災害対処部隊 C災害対処部隊 大規模危険物火災等対処部隊 密閉空間火災等対処部隊 遠距離大量送水部隊 その他の部隊	
連絡責任者	区分 〇〇市町	
	担当課 職 氏 名	
	TEL FAX	
	電話・FAX番号	



緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

静岡県知事 ○ ○ ○ ○

緊急消防援助隊の部隊移動に係る意見 (回答)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求められた件について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

[Large empty box for response content]

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

緊急消防援助隊行動市町村長  
(消防応援活動調整本部経由)

殿

消防庁長官

緊急消防援助隊の部隊移動の連絡

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示を行ったので、連絡します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

\_\_\_\_\_  
都・道・府・県  
市・区・町・村

② 部隊移動先

\_\_\_\_\_  
都・道・府・県  
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 ( \_\_\_\_\_ )

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊 (ヘリ)	
水上部隊	

部隊種別	隊数
特殊高層等対応隊	
災害大規模危険物対応対応隊	
部隊	
密閉空間対応等対応隊	
水難救助隊	
遠距離大量送水隊	
特殊装備	
消防活動二輪隊	
部隊	
震災対応特殊車両隊	
その他の特殊な装備隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時 平成 年 月 日 時 分

問合せ先 : 消防庁心急救急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862 電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789 FAX 03-5253-7537

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

都道府県隊長  
指揮支援隊長

静岡県知事 ○ ○ ○ ○

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

\_\_\_\_\_  
都・道・府・県  
市・区・町・村

② 部隊移動先

\_\_\_\_\_  
都・道・府・県  
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 ( )

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ハJ)	
水上部隊	

③ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊部隊移動

平成 年 月 日

消防庁長官 殿

静岡県知事 ○ ○ ○ ○

緊急消防援助隊の部隊移動の通知

貴所属緊急消防援助隊について、消防組織法第44条の3第1項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の部隊移動を指示しましたので、消防組織法第44条の3第3項の規定に基づき通知します。

1 部隊移動先及び部隊の規模等

① 現在の出動先

\_\_\_\_\_  
都・道・府・県  
市・区・町・村

② 部隊移動先

\_\_\_\_\_  
都・道・府・県  
市・区・町・村

2 部隊移動を求める部隊

① 都道府県隊・消防本部 ( )

② 部隊の種類と数

部隊種別	隊数
指揮支援隊	
都道府県指揮隊	
消火部隊	
救助部隊	
救急部隊	
後方支援隊	
航空部隊(ハJ)	
水上部隊	

④ 任務及び特記事項

3 部隊移動を求めた日時

平成 年 月 日 時 分

5 海上保安庁の支援活動

(1) 海上保安庁の支援

海上保安庁は、県及び市町の災害応急対策が円滑に実施されるよう、県からの要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支援を来さない範囲において、次の災害応急対策等について支援を実施する。

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

(2) 支援活動における拠点等

海上保安庁への支援要請を行った場合における、巡視船艇・航空機が活動するための拠点等について、県と第三管区海上保安本部の間で別途協議する。

(3) 海上保安庁への支援要請

海上保安庁への支援要請に係る要請書の様式は、様式1-1-1及び様式1-1-2のとおりとする。

様式1-1-1

静 災 第 号  
年 月 日

第三管区海上保安本部長 様

静岡県災害対策本部長  
静岡県知事

支援要請について

下記の事由により支援を要請します。  
記

1 災害の状況及び支援活動を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の状況

・発生日時

年 月 日 時 分

・県内最大震度 震度7 市町名:

・県内各地の震度 震度7 市町名:

//6強 市町名:

//6弱 市町名:

イ 被害状況

(2) 支援活動を要請する理由

2 支援活動を必要とする期間

3 支援活動を必要とする区域、活動内容

(1) 必要とする区域 (市町名)

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長  
( )

支援要請の依頼について

下記の事由により支援要請を依頼します。  
記

1 災害の状況及び支援活動を依頼する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の状況

・発生日時

・市町内最大震度

年 月 日 時 分

地域名:

震度

イ 被害状況

(2) 支援活動を依頼する理由

2 支援活動を必要とする期間

3 支援活動を必要とする区域、活動内容

(1) 必要とする区域 (市町名)

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

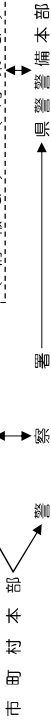
様式1-13 自衛隊等支援受入状況

【処理欄】ASSIST-II入力:  
GIS入力:

報告日時:平成 年 月 日 時 分

報告組織・担当者名:

県本部指令第部 (情報G.)  
県本部指令第部 (対策G.)



1 防災ヘリポート等利用可能状況

防災ヘリポート名	所在地		利用可否	避難民等の支障	安全確保要員配置	規模 (大中小型)	備考
	緯度 (° O' O")	経度 (° O' O")					
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	済・未		

2 離着陸地確保状況 (緊急ヘリポート)

離着陸地名	所在地		安全確保要員配置	面積 m×m	規模 (大中小型)	備考
	緯度 (° O' O")	経度 (° O' O")				
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			
	° / ' "	° / ' "	済・未			

3 活動拠点 (集結地)

活動拠点名 (集結地名)	所在地		利用可否	避難民等の支障	電気利用	水道利用	備考
	緯度 (° O' O")	経度 (° O' O")					
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ' "	° / ' "	可・否	有・無	可・否	可・否	

備考 (その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。)



また、必要に応じて、嚢袋や毛布等を提供する。

### 3 非被災都道府県からの保健師の受入

#### (1) 保健師受入活動の概要

県災対本部等は、東海地震発生時、保健師をできるだけ早期に受け入れるため、陸路による移動が困難である発災初期においては、以下の手順により、保健師受入活動を実施する。

ア 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、必要数及び派遣先を明らかにし、非被災都道府県からの保健師の派遣調整を要請する。

イ 保健師の派遣が可能な非被災都道府県及び市町は、国の調整に基づいて、被災地外の患者搬送先拠点に、保健師を参集させる。

ウ 県災対本部（指令部）は、国の現地本部に対して、自衛隊の航空機等により県内の広域搬送拠点まで搬送するよう要請し、被災地外の患者搬送先拠点から県内の広域搬送拠点まで、自衛隊の航空機等により、参集した保健師を搬送する。

エ 県災対本部（厚生部）及び市町災対本部は、広域搬送拠点から災害拠点病院・避難所等まで、患者県内搬送用ヘリコプターや車両等により、保健師を搬送する。

#### (2) 県及び市町の活動概要

##### ア 保健師の派遣

(ア) 県災対本部（厚生部）は、被災状況に応じて、県方面本部に保健師を派遣する。  
 (イ) 県方面本部（健康福祉班）は、市町災対本部からの要請により、保健師を派遣する。

##### イ 広域搬送拠点から避難所等までの保健師の搬送

(ア) 災害拠点病院用ヘリポートまでの搬送  
 県災対本部（厚生部）は、広域搬送拠点から災害拠点病院用ヘリポートまで、患者県内搬送用ヘリコプター等により、保健師を搬送する。  
 (イ) 避難所等までの搬送

市町災対本部は、広域搬送拠点又は災害拠点病院用ヘリポートから避難所等まで、車両等により、保健師を搬送する。

なお、市町災対本部による搬送が困難な場合は、県災対本部（指令部）及び県方面本部（指令班）が、搬送方法について検討する。

4 広域医療搬送活動に係る情報ルート等  
 広域医療搬送活動に係る情報ルート等は、次のとおりとする。

項目	
広域医療搬送活動の県内情報ルート	図2-1
県内の災害拠点病院等の配置	図2-2
災害拠点病院	表2-1
救護病院	表2-2
SCU運営に必要な要員数	表2-3
SCU設置場所の所在地及び電話番号	表2-4
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（災害拠点病院）	様式2-1
応援ヘリコプターの要請書兼決定通知書（救護病院）	様式2-2
全国知事会への応援要請書	様式2-3

〔災害拠点病院 <病院種別> ○：国立・県立病院 △：自治体病院 ▽：公的病院 □：民間病院 ☆：広域搬送拠点  
 なお、これらの記号が白抜きの病院は病床数394～600、黒塗りの病院は病床数601以上

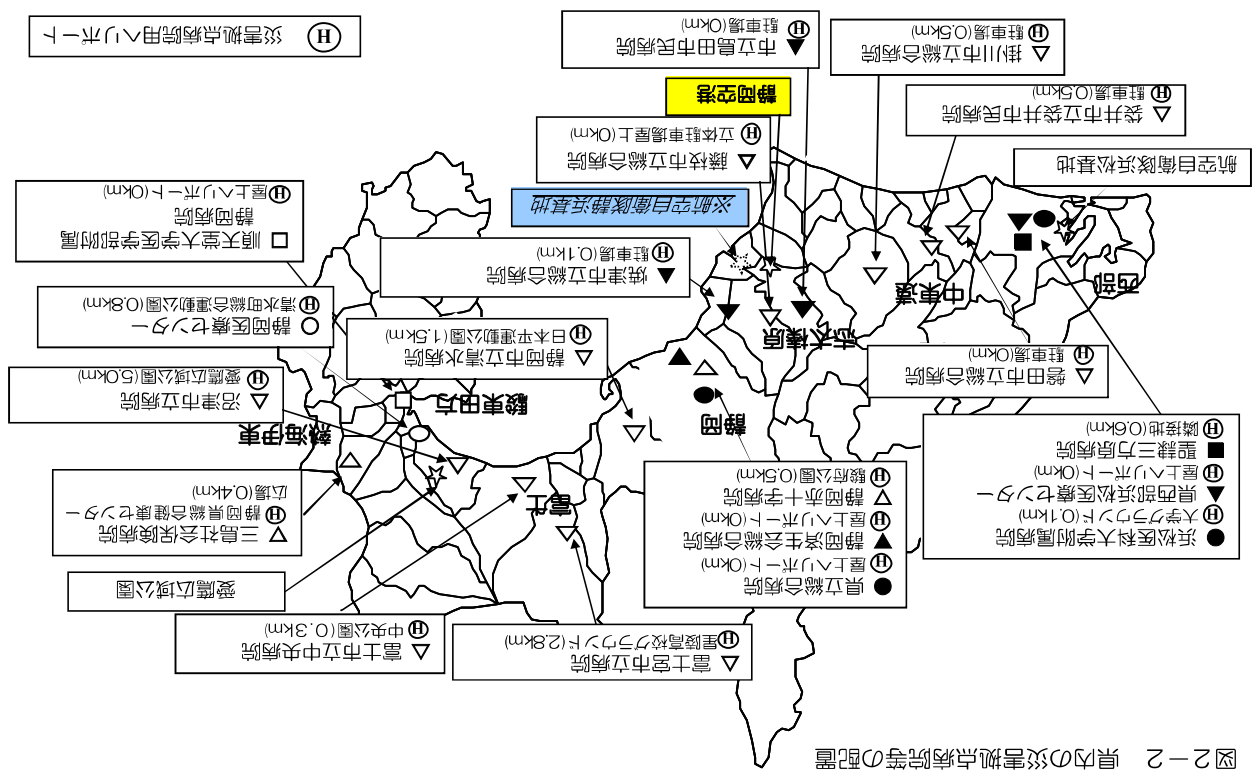


図2-2 県内の災害拠点病院等の配置

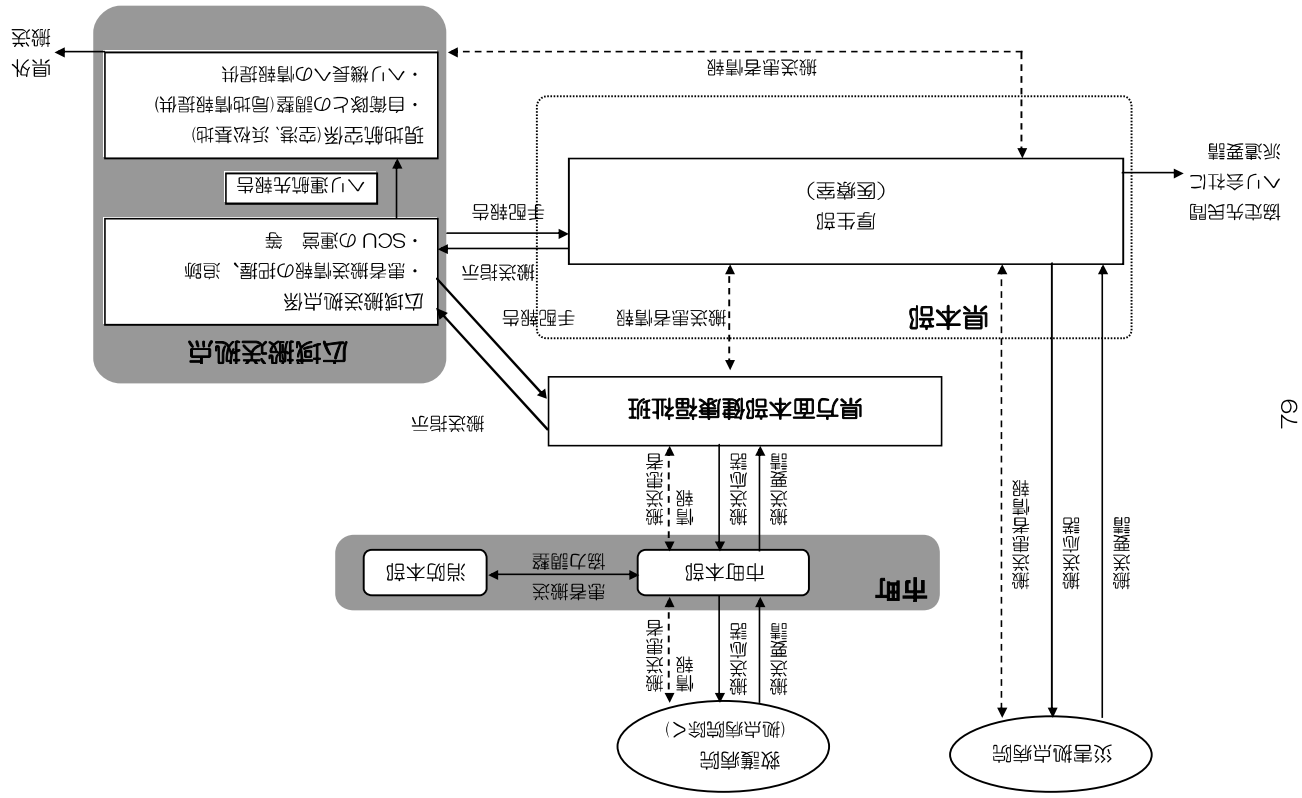


図2-1 広域医療搬送活動の県内情報ルート

表2-1 災害拠点病院

方面本部	病院数	病院名	所在地	NTT回線		衛星回線※		衛星携帯	
				電話	FAX	電話	FAX	電話・FAX	電話・FAX
東 部	6	順天堂大学医学部附属順天堂病院	伊豆の国市長岡1129	055-448-3111	055-448-0088	900-91068	900-91000	900-6853-2801	900-6853-2801
		三善社会保険病院	二島市谷田字藤久保2270	055-915-3801	055-413-8447				
		沼津市立病院	沼津市東権路番ノ木550	055-25-5100	055-424-5100	901-9106	901-9100	900-6853-2803	900-6853-2803
		静岡医療センター	駿東郡清水町豊沢7622-1	055-275-2000	055-915-2725			900-6853-2802	900-6853-2802
		富士市立中央病院	富士市高島町50	0545-2-1131	0545-51-7077	903-9106	903-9100	900-6853-2804	900-6853-2804
		富士宮市立病院	富士宮市錦町3-1	0544-27-9151	0544-23-7232			900-6853-2805	900-6853-2805
中 部	7	静岡市立清水病院	静岡市清水区笠加三1231	054-336-1111	054-334-1173	904-9106	904-9100	900-6853-2806	900-6853-2806
		興立総合病院	静岡市清水区北安東4-27-1	054-247-4111	054-247-6140	905-9106	905-9100	900-6853-2807	900-6853-2807
		静岡赤十字病院	静岡市葵区清水町8-2	054-284-4311	054-322-8816	906-9106	906-9100	900-6853-2808	900-6853-2808
		静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小島1-1-1	054-285-4171	054-424-5179	907-9106	907-9100	900-6853-2809	900-6853-2809
		焼津市立総合病院	焼津市道原1000	054-623-3111	054-424-1033			900-6853-2810	900-6853-2810
		藤枝市立総合病院	藤枝市藤河台4-1-11	054-646-1111	054-414-1122			900-6853-2811	900-6853-2811
		市立富田市民病院	富田市野田1200-5	0547-26-2111	0547-36-9155	908-9106	908-9100	900-6853-2812	900-6853-2812
		掛川市立総合病院	掛川市杉宮南1-1-1	0537-22-4211	0537-24-2538			900-6853-2813	900-6853-2813
		袋井市立袋井市民病院	袋井市久能2515-1	0538-43-2511	0538-43-5576	909-9106	909-9100	900-6853-2814	900-6853-2814
		磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3	0538-38-3000	0538-38-5050			900-6853-2815	900-6853-2815
西 部	6	豊田西部浜松医療センター	浜松市中区豊田町328	053-433-7111	053-432-9217	911-9106	911-9100	900-6853-2816	900-6853-2816
		浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山11-20-1	053-433-4111	053-433-2153			900-6853-2817	900-6853-2817
		聖隷三方原病院	浜松市北区三方原町3453	053-438-1251	053-438-2971			900-6853-2818	900-6853-2818
合 計	19								

※ 衛星回線での通話の額は、8を頭付けしてダイヤルする。

表2-2 救護病院

方面本部	病院数	病院名	所在地		電話	NTT回線	FAX
			市町	町丁目			
調 査	5	共立済病院	高伊豆町	湊674	0558-62-1312		0558-62-2712
		伊豆下田病院	下田市	西本郷1-5-2	0558-22-2901		0558-22-7698
		熱川温泉病院	南伊豆町	白田424	0557-23-0843		0557-23-3225
		伊豆重原総合病院	重伊豆町	新取手赤旗17-2	0557-95-1151		0557-95-1154
東 部	44	伊豆重原総合病院	重伊豆町	仁志字藤井地138-2	0558-52-2366		0558-52-2369
		伊豆市立病院	伊豆市	新田222	0557-37-2626		0557-35-0631
		所記記念病院	熱海市	並和町21-6	0557-82-3000		0557-81-0362
		南あけび第一病院	熱海市	下多賀477	0557-68-2218		0557-68-2210
		伊豆医療センター	熱海市	東海岸町13-1	0557-81-9171		0557-83-6632
		伊東病院	伊東市	中央町13-10	0557-37-8892		0557-38-8501
		佐藤医療センター	伊東市	祝水町1-2-24	0557-37-2226		0557-36-6287
		静岡医療センター	清水町	長沼762-2	055-975-2000		055-975-2725
		静岡県立病院	長泉町	下長窪1007	055-969-5222		055-989-5783
		静岡市立病院	静岡市	東権路字香の木550	055-924-5100		055-924-5133
		裾野赤十字病院	裾野市	佐野713	055-992-0008		055-992-3770
		伊豆赤十字病院	伊豆市	小立野100	0558-72-2148		0558-72-6564
		三善社会保険病院	三善市	上白野1000	055-975-3031		055-973-3647
		聖隷沼津病院	沼津市	上善貴野分館2510-22	055-931-1911		055-934-3811
		さざがわ病院	沼津市	大岡1155	055-952-1000		055-952-1001
		西島病院	沼津市	大岡2835-7	055-922-8235		055-922-5114
		遠藤記念病院	沼津市	上土町3	055-982-5500		055-963-1759
		瀬尾記念病院	沼津市	今沢字西郷372-5	055-967-3711		055-967-3727
		三島東海病院	三島市	川原ヶ谷字今井坂264-12	055-972-9111		055-976-0310
		芹澤病院	三島市	幸原町2-3-1	055-986-1075		055-988-2750
		岡村記念病院	清水町	長沢260-3	055-971-4133		055-972-9188
		白根総合病院	長泉町	本町411-5	055-973-3221		055-973-3404
		富士山病院	御殿場市	新橋1784	055-986-1212		055-988-4422
		御殿場石川病院	御殿場市	田沢437-1	0550-75-2311		0550-75-3511
フジの門整形外科病院	御殿場市	深沢3-1	0550-83-3333		0550-83-4835		
東部病院	御殿場市	川原田字中原1067-1	0550-78-1200		0550-78-1208		
国立療養所静岡重工業病院	富士宮市	上井出814	0550-89-7872		0550-88-1516		
富士市立病院	富士宮市	錦町3-1	0550-89-8000		0550-89-9811		
富士市立中央病院	富士市	高島町50	0544-54-0700		0544-54-1926		
富士医療センター	富士市	杉田270-12	0544-27-3151		0544-23-7232		
聖隷石原病院	富士市	南町1-32	0545-52-1131		0545-51-7077		
フジヤマ病院	富士市	原G83-1	0544-23-5155		0544-26-0937		
深辺病院	富士市	中島327	0545-52-0780		0545-52-5837		
米山病院	富士市	錦町1-4-23	0545-61-4030		0544-54-1210		
大富士病院	富士市	吉原4-6-5	0545-51-3751		0545-51-1540		
共立済原総合病院	富士市	中央町2-13-20	0545-35-0024		0545-35-0028		
		中之郷2500-1	0545-52-2480		0545-54-1103		
		中之郷2500-1	0545-81-2211		0545-81-2208		

表2-3 SCU運営に必要な要員数

番号	職 務	区 分	人数	医師	看護師	事務	備 考
1	SCU責任者	必置	2	1		1	
2	治療責任者	必置	1	1			
3	治療班	患者数比	18	6	12		1チーム(6人)が4ベッドを担当(12/4=3チーム)
4	搬入トリアージ	必置	1	1			
5	搬出トリアージ	必置	1	1			
6	受け入れ搬送責任者	必置	1		1		
7	搬送チーム(搬入)	患者数比	15	3	12		1チーム(5人)が4ベッドを担当(12/4=3チーム)
8	運び出し搬送責任者	必置	1		1		
9	搬送チーム(搬出)	患者数比	30	6	24		2チーム(5人×2=10人)が4ベッドを担当(12/4×2=6チーム)
10	通信担当	必置	6		6		3箇所×2人
11	物品管理	必置	2		1		
12	事務手続	必置	4		4		
計			82	10	21	1	50

(注) 表中の太枠内の要員は、原則として県が確保する。  
なお、医師、看護師については、県(厚生部)の協定先のJVMAT及びひ国からの派遣を予定。

表2-4 SCU設置場所の所在地及び電話番号

	設置場所	所 在 地	電 話 番 号
東部	愛鷹広域公園	沼津市足高202	衛星携帯 090-5853-2860 090-5853-2861
中部	静岡空港	牧之原市坂口	衛星携帯 090-1568-4105 090-4797-9338
	※航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	衛星携帯 090-1413-6840 090-7029-2823

※航空自衛隊静浜基地は、静岡空港等が使用できない場合の代替施設として、引き続き活用する。

方面	病院数	病院名	所在地	町丁目	電話	FAX	NIT回線
中部		静岡県立総合病院	静岡市	葵区北安塚4-27-1	054-247-6111	054-247-6140	
		静岡県立こども病院	静岡市	葵区藤山18-60	054-247-6251	054-247-6259	
		静岡市立静岡病院	静岡市	葵区東1-10-93	054-253-3125	054-252-0010	
		静岡市立清水病院	静岡市	清水区香加三1-2-31	054-336-1111	054-334-1173	
		静岡市立十字病院	静岡市	葵区海津町18-2	054-254-4311	054-252-8816	
		静岡済生会総合病院	静岡市	駿河区小幡1-1-1	054-285-6171	054-285-5179	
		静岡厚生会病院	静岡市	葵区北藤町2-3	054-271-7177	054-273-2184	
		総合病院清水厚生会病院	静岡市	清水区藤原578-1	054-366-3333	054-364-5503	
		社会保険労務士総合病院	静岡市	清水区坂部413-2-3	054-363-5311	054-353-8317	
		市立島田市民病院	島田市	野田1200-5	0547-36-2111	0547-36-9155	
		藤枝市立総合病院	藤枝市	藤原1000	054-623-3111	054-624-9103	
		藤枝市立総合病院	藤枝市	駿河台4-1-11	054-646-1111	054-646-1122	
		藤原総合病院	牧之原市	藤江2887-1	0548-22-1131	0548-22-6363	
		三島北川甲賀病院	浜松市	大崎寺655	054-628-5500	054-628-7270	
		平成記念病院	藤枝市	水上123-1	054-643-1230	054-643-1289	
		豊田立総合病院	豊田市	大久保1512-3	05388-38-5000	05388-38-5050	
		豊田協栄外科病院	豊田市	見付1766-1	05388-34-1111	05388-32-1441	
		掛川市立総合病院	掛川市	杉谷町1-1-1	0537-22-6211	0537-24-2539	
		市立袋井市民病院	袋井市	久谷2515-1	0538-43-2511	0538-43-5576	
		市立御前崎総合病院	御前崎市	池新田2060	0537-86-8511	0537-86-8518	
		菊川市立総合病院	菊川市	東柳町1632	0537-35-2135	0537-35-4484	
		公立森田病院	森町	豊ヶ谷331-1	05388-85-2181	05388-85-2510	
		国民健康保険佐久間病院	浜松市	大瀬区佐久間町中部18-5	053-965-0054	053-965-0350	
		浜松労災病院	浜松市	東区曙町25	053-482-1211	053-465-4380	
		浜松医科大学健康増進センター	浜松市	東区出町11-20-1	053-435-2111	053-435-2153	
		東西部浜松医療センター	浜松市	中区善塚町328	053-453-7111	053-452-9217	
		浜松市リハビリテーションセンター	浜松市	中区礼治町1327-1	053-471-8331	053-474-8819	
	総合病院浜松赤十字病院	浜松市	中区高林1-5-30	053-472-1151	053-472-3751		
	愛知県総合病院	浜松市	中区高林町144-6	053-453-1111	053-452-3503		
	社会保険浜松病院	浜松市	中区中島1-8-1	053-461-4133	053-465-3638		
	丸山病院	浜松市	中区助産町39-10	053-473-6721	053-474-8922		
	丸山病院	浜松市	東区大瀬町1568	053-435-1111	053-433-2700		
	松田病院	浜松市	西區大瀬町753	053-448-5121	053-448-9753		
	浜松西病院	浜松市	西區白羽町26	053-443-2111	053-443-2116		
	豊橋浜松病院	浜松市	中区住吉2-12-12	053-474-2222	053-471-6050		
	聖隷三方原病院	浜松市	北区三方原町3453	053-436-1251	053-438-2971		
	常葉川北(一)病院	浜松市	北区藤原町130	053-436-1304	053-436-5722		
	国立麻績野中央病院	浜松市	浜北区麻績4201-2	053-583-3111	053-583-3664		
	共立十全病院	浜松市	浜北区平口1975	053-586-1115	053-586-7950		
	共立湖西総合病院	湖西市	鷺津2259-1	053-576-1231	053-576-1119		
	引佐赤十字病院	浜松市	北区引佐町倉根1020	053-542-0115	053-542-2221		
	浜名病院	浜名町	新岡崎町田代路字藤之池15-70	053-577-2333	053-577-2483		
合計	91						

注：災害拠点病院を含む救護病院（災害拠点病院除き72施設）

災害拠点病院用

発信 月 日 時 分

静岡県災害対策本部厚生部 行  
f a x 090-5853-2862、2863

病院名  
(担当者名： )

応援ヘリコプターの要請書

要請日時	月 日 時 分
臨時離着陸場	
備考	

[回答欄]

\*以下の項目については、活動を決定後至急連絡します。

応援民間ヘリ番号	
到着予定時間	月 日 時 分頃
特記事項	

情報伝達ルート



<p><b>様式番号</b></p>		<p><b>情報名</b></p>	
<p>広域医療搬送用ヘリコプターの派遣要請</p>			
情報発信機関	発信機関( )	発信機関( )	発信機関( )
受信日・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分
発信日・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分
発信者氏名			
発信番	番 号	番 号	番 号
発信番	番 号	番 号	番 号
受理番号	番 号	番 号	番 号
<p><b>要請内容</b></p>			
<p>要請番号</p>			
<p>要請元救護病院</p>			
<p>要請元救護病院要請時刻</p>			
<p>臨時離着陸場</p>			
<p>年 月 日 時 分</p>			
<p>広域搬送ヘリコプター実施時刻</p>			
<p>年 月 日 時 分</p>			
<p>※広域搬送ヘリコプターに基づきトリアージを行うこと</p>			
<p>決定通知書 (ヘリ要請用)</p>			
<p>※以下の項目については、活動を決定後連絡します。</p>			
ヘリ機体番号	民間	自衛隊	消防 其他 (機種)
<p>特記事項(備考)</p>			

様式2-3

第 号  
年 月 日

全国知事会長 様

静岡県知事 印

応 援 要 請 書

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由
- 2 添付書類  
(1) 被害状況  
(2) 応援要請・計画書

担当者名  
電話番号  
FAX 番号

87

### Ⅲ 物資調達に係る要領

- 1 要旨  
東海地震発生時における物資の需給見込については、本要領による。
- 2 物資の需給見込  
飲料水等物資の需給見込は、次のとおりとする。

項 目	
飲料水の需給見込（発災後1週間）	表3-1
食料の需給見込（発災後3日間）	表3-2
食料の需給見込（発災後1週間）	表3-3
育児用調整粉乳の需給見込（発災後1週間）	表3-4
小児用おむつの需給見込（発災後1週間）	表3-5
毛布の需給見込	表3-6
大人用おむつの需給見込（発災後1週間）	表3-7
仮設トイレの需給見込（発災後1週間）	表3-8

88

表3-1-1 飲料水の需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市・町 備蓄量〕 注2	差引	
			不足量 〔協定により 調達〕 注3	余剰量
賀 茂	1,305	8	1,297	0
東 部	1,545	0	1,545	0
中 部	10,110	333	9,777	0
西 部	5,721	0	5,721	0
合 計	12,175	0	12,175	0
	7,517	26,546	0	19,029
	6,913	7,463	0	550
	11,222	8,970	2,252	0
	56,508	43,320	32,767	19,579

注1) 需要量は、便所人口に断水率(第3次被害想定)を乗じて算出した要給水人口を対象に、1人1日3リットルとし、住民備蓄を除いたもの。  
注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16. 3. 10防政第195号)による。  
注3) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-1-3 食料の需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市・町 備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	不足量 〔協定により 調達〕 注4
				(単位：食)
賀 茂	350,880	95,639	255,191	0
東 部	365,192	123,900	163,805	77,487
中 部	4,142,261	919,942	2,893,209	329,110
西 部	2,845,625	341,364	1,171,436	1,332,825
合 計	5,990,789	911,090	3,733,092	1,346,607
	3,465,220	943,637	1,874,197	647,386
	3,249,798	450,789	1,763,057	1,035,952
	6,122,094	512,878	2,153,012	3,456,204
	26,531,809	4,299,239	14,007,000	8,225,571

注1) 需要量は、避難所生活者数(国協定)の1.2倍を対象に、1人1日3食とし、住民備蓄を除いたもの。  
注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16. 3. 10防政第195号)による。  
注3) 国による調達量は、県全体の供給量を各商店の建築者数(第3次被害想定)で按分したものである。  
注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-2 食料の需給見込（発災後3日間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市・町 備蓄量〕 注2	不足量 〔協定により 調達〕 注3
			(単位：食)
賀 茂	108,961	95,639	13,322
東 部	113,422	123,900	0
中 部	1,286,507	919,942	366,565
西 部	883,796	341,364	542,432
合 計	1,860,624	911,090	949,534
	1,076,231	943,637	132,594
	1,009,325	450,789	558,536
	1,901,405	512,878	1,388,527
	8,240,271	4,299,239	3,951,510

注1) 需要量は、避難所生活者数(国協定)の1.2倍を対象に、1人1日3食とし、住民備蓄を除いたもの。  
注2) 供給量(市町備蓄量)は、活動要領に係る備蓄物資の確認(H16. 3. 10防政第195号)による。  
注3) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-5 小児用おむつの需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：枚）	
				国による 調達量 注3	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	18,295	468	7,364	10,463	
東 部	10,497	500	6,389	3,608	
中 部	15,184	13,128	81,623	57,097	
西 部	54,306	600	27,862	25,844	
合 計	293,555	23,800	128,208	141,547	
	93,109	1,959	47,515	43,636	
	79,571	0	40,378	39,193	
	120,736	43,112	65,660	11,964	
	821,917	83,567	405,000	333,351	

注1) 需要量は、夜間人口に大破率（第3次被害想定）を乗じて算出した数を基とした避難者数のうち、0～2歳児の人口比率を3%とし、1人1日8枚とした。  
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。  
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものを。  
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-6 毛布の需給見込

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：枚）	
				国による 調達量 注3	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	21,780	13,133	4,208	4,439	
東 部	12,497	52,300	0	0	
中 部	180,772	90,952	46,639	43,181	
西 部	64,650	32,362	15,921	16,367	
合 計	349,470	80,842	73,257	195,371	
	110,844	78,063	27,150	5,631	
	94,728	88,199	6,529	0	
	143,734	39,808	36,295	70,292	
	978,474	475,657	210,000	335,281	

注1) 需要量は、夜間人口に大破率（第3次被害想定）を乗じて算出した数を基とした避難者数に、1人2枚として算出。  
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。  
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものを。  
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-7 大人用おむつの需給見込（発災後1週間）

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：枚）	
				国による 調達量 注3	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	3,049	960	1,148	941	
東 部	1,750	1,000	750	0	
中 部	25,308	5,500	12,725	7,083	
西 部	9,051	8,600	451	0	
合 計	48,926	0	19,987	28,939	
	15,518	1,996	7,408	6,114	
	13,262	0	6,295	6,967	
	20,123	5,624	10,237	4,262	
	136,987	23,680	59,000	54,306	

注1) 需要量は、夜間人口に大破率（第3次被害想定）を乗じて算出した数を基とした避難者数のうち、7歳以上20歳未満の人口比率を0.5%とし、1人1日8枚とした。  
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。  
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものを。  
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

表3-8 仮設トイレの需給見込

広域物資拠点	需要量 注1	供給量 〔市町備蓄量〕 注2	国による 調達量 注3	（単位：基）	
				国による 調達量 注3	不足量 〔協定により 調達〕 注4
賀 茂	171	312	0	0	
東 部	178	452	0	0	
中 部	2,019	1,973	46	46	
西 部	1,387	771	571	0	
合 計	2,920	2,163	757	0	
	1,688	1,834	0	0	
	1,584	1,761	0	0	
	2,984	1,588	1,323	71	
	12,932	10,854	2,700	116	

注1) 需要量は、避難生活者数（国相定）を対数に、100人あたり1基として算出。  
 注2) 供給量（市町備蓄量）は、活動要領に係る備蓄物資の確認（H16. 3. 10防政第195号）による。  
 注3) 国による調達量は、県全体への供給量を各拠点の避難者数（第3次被害想定）で按分したものを。  
 注4) 不足量については、県及び各市町が協定を締結している県内の民間業者から調達する。

#### IV 輸送活動に係る要領

- 1 要旨  
輸送活動を実施するための緊急輸送ルート等については、本要領による。
- 2 輸送活動に係る緊急輸送ルート等  
緊急輸送ルート等は、次のとおりとする。

項目	表
緊急輸送ルートの路線名及び区間	表4-1
東名高速道路最寄りインターチェンジから各拠点までの緊急輸送ルート	表4-2
① 警察活動拠点	
② 自衛隊活動拠点	
③ 消防活動拠点	
④ 広域物資拠点	表4-3
東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	
第二東海自動車道及び緊急河川敷道路	表4-4
航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表4-5
防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表4-6
防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート	表4-7
耐震強化岸壁一覧	表4-8

表4-1 緊急輸送ルートの路線名及び区間

道路種別	路線名	区間	
高速自動車道路	京名高速道路	東京都 東京IC 愛知県 小牧IC	
	自動車専用道路	東富士五湖道路	山梨県 富士吉田IC 静岡県 須走南
		国道1号	神奈川県 横浜市戸塚区横浜新道交差 三重県 桑名市国道258号交差
	一般国道	国道52号	山梨県 韮崎市国道20号交差 静岡県 静岡市国道1号交差
		国道135号	神奈川県 小田原市国道1号交差 静岡県 熱海市熱海港
		国道136号	静岡県 二幡町国道1号交差 静岡県 伊豆市国道414号交差
		国道138号	1 静岡県 河口湖IC 静岡県 御殿場IC
		国道150号	静岡県 静岡市国道1号交差 静岡県 浜松市国道1号交差
		国道152号	静岡県 浜松市国道150号交差 静岡県 浜松市・国道362号交差
		国道246号	神奈川県 横浜町IC 静岡県 沼津市国道1号交差
国道301号		静岡県 (一) 藤戸佐久米線交差 静岡県 湖西市占兒	
国道414号		静岡県 伊豆市国道136号交差 静岡県 下田市武ヶ浜	
県道		五ヶ所市道 豊橋湖西線	静岡県 湖西市占兒
	主要地方道 沼津インター線	静岡県 沼津IC	
	主要地方道 三ヶ日インター線	静岡県 三ヶ日IC	
	一般県道 瀬戸佐久米線	静岡県 浜松市北区三ヶ日町新築 静岡県 湖西市国道301号交差	



番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC IC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
301	南伊豆町クリューンセン ター	南伊豆町湊1473	東名 沼津IC	81	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)→(国)136号(1次)
302	線の湯会館	南伊豆町下留茂 247-1	東名 沼津IC	83	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)→(国)136号(1次)
303	道の駅 花の三郎苑	松崎町大沢20-1	東名 沼津IC	78	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(主)下佐ヶ野谷津線(2次)
304	大輪荘	伊東市岡1280-1	東名 沼津IC	58	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(主)熱海沼津線(2次)→(主)伊東線(1次) (1次)→市道
305	三島市民文化会館	三島市一番町20-5	東名 沼津IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道
306	磐田市若田公民館	磐田市弓坂上615- 1	東名高田 IC	7	(主)磐田インター線(1次)→(国)1号(1次)→(主)磐田天竜線2 次→市道
307	菊川市役所北館	菊川市堀之内61	東名菊川 IC	2	(主)掛川浜岡線(1次)

② 白御旗活動拠点 (115 箇所)

番号	拠点名称	所在地	最寄りのIC	最寄りのICからの距離(km)	最寄りのICからのルート
5	須崎漁民会館	下田市須崎宇西ヶ丘 1799	東名 沼津IC	80	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次)→(国)135号 (1次)→須崎浜岡線→市道
9	東伊豆町立体斎セン ター	東伊豆町龍取 3349-4	東名 沼津IC	68	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)
12	B&G海洋センター 青	知事町浜432-1	東名 沼津IC	60	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)
15	中央公民館	南伊豆町加瀬792	東名 沼津IC	84	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(国)414号(1次)→(主)下佐ヶ野谷津線(1次) →(国)135号(1次)→(国)136号(1次)→市道
16	県立松崎高校	松崎町坂田188	東名 沼津IC	74	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(主)下佐ヶ野谷津線(2次)→市道
17	健康増進センター	西伊豆町仁高395	東名 沼津IC	70	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →市道
19	黄金崎駐車場	西伊豆町宇久須 2185-1	東名 沼津IC	61	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(主)熱海沼津線(2次)→市道
20	道の駅公園少年自然の家・駐車場	熱海市伊豆山字延の 火1164-1	東名 沼津IC	25	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(主)熱海沼津線(2次)→市道
23	県立伊東高校	伊東市岡1229-3	東名 沼津IC	46	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→(国)136号(1次) →(主)熱海沼津線(2次)→(国)135号(1次)→(国)135号田
27	富士通(株)沼津工場	沼津市宮本140	東名 沼津IC	5	(主)足高三枚橋線→市道
29	戸田B&G蒲荘セン ター	沼津市戸田2053	東名 沼津IC	38	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→(主)修善寺戸田線(2次)→市道
31	南二日町広場	三島市南二日町	東名 沼津IC	8	(主)沼津インター線(1次)→(国)1号(1次)→市道
35	市民会館	御殿場市坂味183- 1	東名 沼津IC	3	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→市道
36	修善寺グランド トラ	裾野市御殿880	東名 沼津IC	3	(主)裾野インター線(1次)→市道
37	天城中学校	伊豆市月ヶ瀬853 1120-1	東名 沼津IC	32	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→市道
38	天城ふるさと広場	伊豆市上船原 1120-1	東名 沼津IC	35	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→市道
41	狩野小学校グラウンド	伊豆市青羽線47	東名 沼津IC	29	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→市道
43	松原公園	伊豆市土肥2656 -1	東名 沼津IC	49	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)
44	土野中学校	伊豆市土肥2701-1	東名 沼津IC	49	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→市道
46	修善寺グランド	伊豆市柏久原996	東名 沼津IC	26	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
47	中伊豆中学校	伊豆市八幡407	東名 沼津IC	30	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
48	長岡中学校	伊豆の国市長岡 1407-1	東名 沼津IC	16	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊東修善寺線(1次)→市道
50	蓮山運動公園	伊豆の国市草山多田 860	東名 沼津IC	14	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→市道→(主)西宮町草山多田線→市道
51	大仁中学校	伊豆の国市三福 1276-3	東名 沼津IC	22	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊東大仁線→市道
53	大仁小学校	伊豆の国市三福325	東名 沼津IC	20	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →(国)136号(1次)→(主)伊東大仁線→市道
57	神田公園	清水町伏見71-7	東名 沼津IC	6	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →市道
58	日原立長泉高校	長泉町下長尾1002	東名 沼津IC	6	(主)沼津インター線(1次)→(国)246号(1次)→(国)1号(1次) →市道
63	小山町生涯学習セン ター-多目的広場	小山町阿多野130	東名 沼津IC	9	(国)138号(1次)→(国)246号(1次)→市道
65	富士宮市民体育館	富士宮市外神町 114	東名 沼津IC	14	西富士道路(1次)→(国)139号(1次)→市道





表4-4 第二東海自動車道及び緊急河川敷道路

道路・河川名	区間	備考
第二東海自動車道	(仮)御殿場JCT～(仮)引佐JCT	
緊急河川敷道路	河川敷1号島田ハイパス(新大井川橋)	左岸のみ
	河川敷1号静岡ハイパス(安厩川大橋)	左岸のみ

注) 上記は計画区間であり、未整備を含む。

表4-3 東名高速道路緊急昇降路から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

名称	場所	設置位置		最寄り IC との距離				最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離 (km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
		上下線	KP	名古屋側 IC		東京側 IC				
				基点 IC	距離 (km)	基点 IC	距離 (km)			
小山 BS	小山町竹之下	上	75.4	御殿場 IC	8.2	大井松田 IC	17.6	(国)246号(1次)	4	町道→(→)竹之下小山線→(→)山中湖小山線
東名足柄橋西口		下	77.5	御殿場 IC	6.2	大井松田 IC	19.6	(国)246号(1次)	4	町道→(→)竹之下小山線
足柄 SA	御殿場市、小山町	上・下	80.9	御殿場 IC	2.7	大井松田 IC	23.0	(国)138号(1次)	4	市道→(主)御殿場大井線
駒門 PA 西口	御殿場市駒門	上・下	90.4	裾野 IC	3.4	御殿場 IC	6.8	(国)246号(1次)	1	市道
愛鷹 PA	沼津市宮本	上・下	105.9	富士 IC	15.5	沼津 IC	2.7	(国)1号(1次)	3	市道
旧原 BS	沼津市平沼	上	110.6	富士 IC	10.8	沼津 IC	7.4	(国)1号(1次)	2	市道
富士	富士市今泉	下	119.7	富士 IC	1.7	沼津 IC	16.6	(国)139号(1次)	2	市道
富士川 SA	富士市岩渕	上・下	127.4	清水 IC	20.3	富士 IC	6.0	(主)富士川身延線(2次)	1	市道
蒲原	静岡市清水区蒲原	下	132.2	清水 IC	15.5	富士 IC	10.8	(→)富士由比線(2次)	1	市道
由比	静岡市清水区由比	上	135.8	清水 IC	11.9	富士 IC	14.4	(国)1号(1次)	0	隣接のため路線なし
由比 PA	静岡市清水区由比西倉沢	上	139.5	清水 IC	8.2	富士 IC	18.1	(国)1号(1次)	0	隣接のため路線なし
興津トコ東口	静岡市清水区八木間	上・下	142.9	清水 IC	4.8	富士 IC	21.5	(国)52号(1次)	1	市道
日本平 PA	静岡市駿河区国吉田	下	155.8	静岡 IC	5.9	清水 IC	8.1	(国)1号(1次)	3	市道
安倍川橋西口	静岡市駿河区下川原	上	163.1	焼津 IC	10.4	静岡 IC	1.4	(国)150号(1次)	1	市道
日本坂トコ東側	静岡市駿河区小坂	下	165.5	焼津 IC	8.0	静岡 IC	3.8	(国)150号(1次)	1	市道
日本坂トコ西側	焼津市野萩	下	169.8	焼津 IC	3.8	静岡 IC	8.0	(国)150号(1次)	1	市道
牧之原 SA	牧之原市静谷	上	194.6	相良牧之原 IC	2.0	吉田 IC	9.1	(国)473号(1次)	1	市道
つま恋	掛川市杉谷	上	206.6	掛川 IC	1.1	菊川 IC	4.8	(主)掛川大東線(1次)	2	市道
葵町	浜松市中区葵町	上・下	237.4	浜松西 IC	3.1	浜松 IC	7.4	(国)257号(2次)	2	市道
浜名湖 SA	浜松市北区三ヶ日町佐久米	上・下	247.9	三ヶ日 IC	3.1	浜松西 IC	7.4	(国)362号(2次)	2	市道
三ヶ日トコ西口	浜松市北区三ヶ日町平山	下	257.4	豊川 IC	11.6	三ヶ日 IC	6.4	(国)362号(2次)	5	(国)301号

表4-5 航空基地から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
賀茂	敷根公園健康広場	下田市敷根 757	(国)136号(1次)	2	市道	大型
	外ヶ岡ハリポート(字備地)	下田市外ヶ岡 7	(国)135号(1次)	0	臨港道路2号(1次)→市道	大型
	小笠山公園総合運動場	伊東市市奈 1160	(国)135号(1次)	1	市道	大型
	熱海観光芝生公園	熱海市和田浜南町 1694-30	(国)135号(1次)	1	臨港道路5→3→1号(1次)	中型
東部	郷郷公園多目的競技場(ホッパ広場)	沼津市愛鷹 202	東名沼津IC	3	(一)足高三枚橋線→市道	大型
	富士川緑地公園野球場	富士市五尊高字 富士川河川敷	(国)1号(1次)	1	市道	大型
	外中市民グランド(字備地)	富士宮市外中東町 114	(国)139号(1次)	0	市道	中型
	静岡草薙総合運動場内球技場	静岡市駿河区栗原 19-1	(国)1号(1次)	1	市道	中型
中部	三請理立地	静岡市葵区蔵が1-1	(国)1号(1次)	2	市道→(注)山脇大谷線(2次)	中型
	浅畑スポーツ広場	静岡市葵区蔵が10-1	(国)1号(1次)	2	市道→(一)大宮藤枝線	中型
	焼津市総合グラウンド内陸上競技場	焼津市保福島 950-1	(国)1号(2次)	2	市道→(一)大宮藤枝線	中型
	小笠山総合運動公園芝生広場	掛川市平野	(国)1号(1次)	2	(一)小笠山総合運動公園線→(一)磐田掛川線	大型
西部	遠州灘海浜公園球技場	浜松市南区江之島 町1706	(国)1号(1次)	0	市道	中型
	遠州灘海浜公園自由広場(字備地)	浜松市南区中田島 町1674	(国)1号(1次)	1	市道	小型
	天竜川緑地(北)(字備地)	浜松市東区中野町 天竜川河川敷	(国)1号(1次)	2	(一)二俣浜松線(2次)→市道	小型
	天竜川緑地(南)(字備地)	浜松市南区鶴見町 天竜川河川敷	(国)1号(1次)	1	(一)二俣浜松線(2次)→市道	小型

②静岡ハリポート

市町名	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
静岡市	静岡ハリポート	静岡市葵区諏訪 8-10	(国)1号(1次)	2	市道	中型

③静岡空港

市町名	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
牧之原市	静岡空港	牧之原市坂口	東名相良牧之原IC	8	(国)473号→(主)細江谷線(1次)→(一)静岡空港線	大型

④自衛隊基地

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート	使用可能機種
東部	陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市板妻 40-1	(国)246号(1次)	2	(一)濱ヶ原富士岡線→(国)469号(1次)	大型
	航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉 1602	(国)150号(1次)	1	(一)高田大井川線(2次)→市道	大型
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町 無事地	東名浜松西IC	3	(一)湖東和合線(2次)→(主)浜松環状線(1次)	大型

(注)路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表4-6 防災拠点港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	名称	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
賀茂	下田港	下田市	(国)135号(1次)	0	臨港道路2号(1次)→市道
	熱海港	熱海市	(国)135号(1次)	1	臨港道路5→3→4→1号(1次)
東部	沼津港	沼津市	(国)414号(1次)	3	北3号臨港道路(1次)→東幹線臨港道路(1次)→(一)沼津港線(1次)→(一)富士清水線(2次)
	田子の浦港	富士市	東名富士IC(1次)	5	臨港道路6→1→3→7号(1次)→(一)田子の浦港富士インター線(1次)
			(国)1号(1次)	3	臨港道路6→1→3→7→17号(1次)
中部	清水港	静岡市	袖師臨港道路(1次)	0	興津埠頭 23→7号道路(1次)
			(国)149号(1次)	0	興津埠頭 18→11号道路(1次)
西部	御前崎港	御前崎市	(国)150号(1次)	4	港内道路13→11号(1次)→臨港道路4号(1次)

(注)路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表4-7 防災港湾から最寄りの陸上輸送ルートまでの緊急輸送ルート

地域	港湾・埠頭名	所在地	最寄りの主要な陸上輸送ルート	距離(km)	最寄りの主要な陸上輸送ルートまでのルート
賀茂	相取漁港	東伊豆町	(国)135号(1次)	1	(一)相取港線
	妻良漁港	南伊豆町	(国)136号(1次)	0	隣接のため路線なし
	松崎港	松崎町	(国)136号(1次)	1	町道→(一)松崎港線
	田子漁港	西伊豆町	(国)136号(1次)	1	臨港道路→町道
	宇久須港	西伊豆町	(国)136号(1次)	1	臨港道路→町道
	網代漁港	熱海市	(国)135号(1次)	0	隣接のため路線なし
	伊東港	伊東市	(国)135号(1次)	0	臨港道路
	土肥港	伊豆市	(国)136号(1次)	1	臨港道路
東部	戸田漁港	沼津市	(主)沼津土肥線(2次)	0	隣接のため路線なし
	静岡漁港	沼津市	(国)414号(3次)	0	臨港道路
	用宗漁港	静岡市	(国)150号(1次)	1	市道→(一)静岡焼津線(1次)
中部	焼津漁港	焼津市	(一)静岡焼津線(1次)	1	(一)上青島焼津線
	大井川港	焼津市	(国)150号(1次)	3	町道→(主)焼津藤原線
	地蔵宮漁港	牧之原市	(国)150号(1次)	1	臨港道路1号
西部	福田漁港	磐田市	(国)150号(1次)	1	臨港道路→市道
	浜名港	新居町	(国)1号(2次)	0	港内道路→町道

(注)路線名の1～3次は、緊急輸送路を示す。

表4-8 耐震強化岸壁一覧

地域	港名	所在地	地区名	施設名	延長 (m)	水深 (m)	緊急物資 取扱能力 (t/日)	備考
賀茂	下田港	下田市	外ノ岡	外ノ岡棧橋	80	6	1,360	
	松崎港	松崎町	松崎	松崎棧橋	68	3	612	
	宇久須港	西伊豆町	宇久須	宇久須棧橋	50	4	850	
	熱海港	熱海市	和田磯	-7.5岸壁	155	7.5	4,390	
東部	伊東港	伊東市	玖須美	玖須美岸壁	60	4.5	1,020	
	土肥港	伊豆市	大藪	大藪岸壁	60	4.5	1,020	
	沼津港	沼津市	外港	外港西岸壁 東岸壁	130 7.5	7.5	3,380	
	田子の浦港	富士市	吉原	吉原1号岸壁 吉原2号岸壁	167 125	9 7.5	4,342 3,250	
中部	清水港	静岡市	興津	興津1号岸壁	185	10	4,810	
				興津2号岸壁	220	12	5,720	
				興津11号岸壁	220	12	5,720	
				興津12号岸壁	220	12	5,720	
	日の出	日の出4号岸壁	240	12	6,240			
	日の出5号岸壁	240	12	6,240				
	新興津	新興津岸壁	350	15	9,100	コンテナ		
	姉津漁港	姉津市	城之腰	(-7.0m)岸壁	120	7	3,120	
	大井川港	姉津市	飯淵	耐震岸壁	90	5.5	1,530	
	地頭方漁港	牧之原市		(-3.0m)岸壁	150	3	1,350	
御前崎港	御前崎市	女岩	西埠頭3号岸壁	130	7.5	3,380		
			西埠頭4号岸壁	130	7.5	3,380		
			女岩岸壁	280	14	7,280	コンテナ	
福田漁港	磐田市		(-3.0m)岸壁	350	3	3,150		
浜名港	新居町	向島	(-5.0m)岸壁	100	5	1,700		
				向島物揚場第2	175	3.5	1,575	

(注) 清水港、御前崎港はコンテナによる輸送が可能。

## 東海地震に関連する情報の発表基準等

情報区分	発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	<p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表</p> <p>○3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、地震防災対策強化地域判定会(以下、「判定会」)において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)によるものであると判定された場合</p> <p>○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。5カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測(或いはそれに相当する現象を観測)し、かつその変化を基に推定した前兆すべり(プレスリップ)の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合</p>
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	<p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表</p> <p>○2カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)である可能性が高まったと判定された場合</p> <p>○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合</p>
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <p>○1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合</p> <p>○その他ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化</p> <p>○マグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合</p> <p>○ マグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震(プレート境界の地震)が発生した場合、マグニチュード4.0以上の(或いは震度4以上を観測した)地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合</p>
	<p>毎月定例の「判定会」で調査した評価結果を発表</p> <p>○定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合</p>

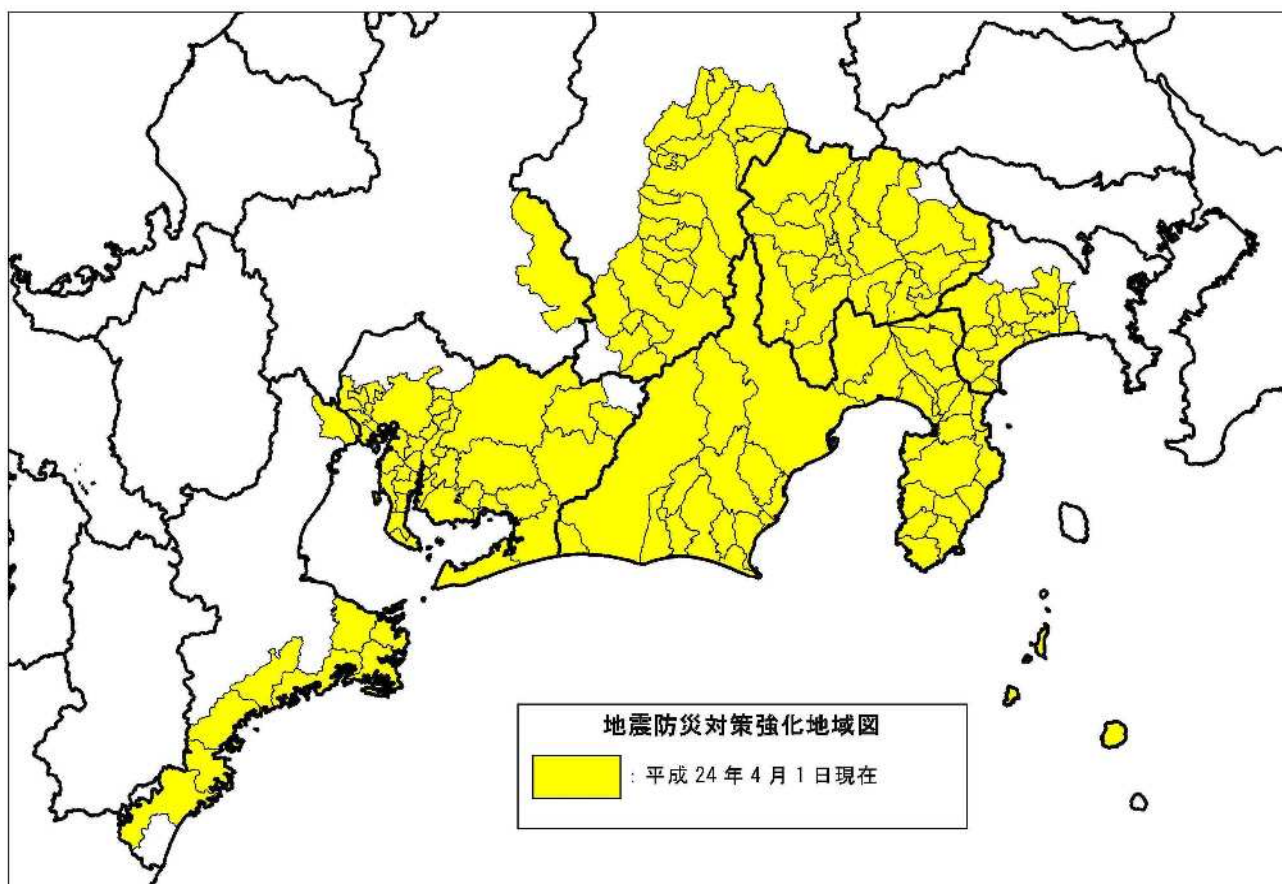
注1) 異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

注2) 各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや、想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に、同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがある。

注3) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。

注4) 前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もある。

### 東海地震に係る地震防災対策強化地域



## 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

## 24.4.1 更新 東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北柱市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、 <b>長久手市</b> 、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※ 平成24年4月1日現在 1都7県 **157市町村**

← 1都7県 157市町村（平成23年4月1日現在）

※ 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに合併等のあった市町

・ **長久手市(H24.1.4)** ← 長久手町